平成28年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成28年12月 7日(水曜日) 午前10時00分 開 議場所 鹿追町議会議場

| ′ 1 | /FL/ | . 1 ha> | X 22 19 X /// | | |
|-----|------|---------|---------------|-------|-------------------------|
| | 日程 | 1 | | | 会議録署名議員の指名 |
| | 日程 | 2 | | | 会期の決定について |
| | 日程 | 3 | | | 諸般の報告 |
| | 日程 | 4 | | | 行政報告 |
| | 日程 | 5 | 議案第 | 80号 | 鹿追町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定 |
| | | | | | について |
| | 日程 | 6 | 議案第 | 8 1 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 |
| | | | | | する条例の制定について |
| | 日程 | 7 | 議案第 | 8 2 号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を |
| | | | | | 改正する条例の制定について |
| | 日程 | 8 | 議案第 | 8 3 号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する |
| | | | | | 条例の制定について |
| | 日程 | 9 | 議案第 | 8 4 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 |
| | | | | | 定について |
| | 日程1 | 0 | 議案第 | 8 5 号 | 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定につ |
| | | | | | いて |
| | 日程1 | 1 | 議案第 | 86号 | 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の |
| | | | | | 制定について |
| | 日程1 | 2 | 議案第 | 8 7 号 | 平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第9号)に |
| | | | | | ついて |
| | 日程1 | 3 | 議案第 | 88号 | 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算 |
| | | | | | (第3号) について |
| | 日程1 | 4 | 議案第 | 89号 | 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第 |
| | | | | | 5号) について |
| | | | | | |

日程15 議案第 90号 平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第4

号) について

日程16 議案第 91号 平成28年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 2号) について

日程17 議案第 92号 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)について

日程18 議案第 93号 財産の取得について

日程19 議案第 94号 鹿追町道路線の廃止について

日程20 議案第 95号 鹿追町道路線の認定について

- 2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員 2番 武藤 敦則議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 吉田 稔議員

- 10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員
- 4 欠席議員(なし)
- 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田弘志

農業委員会会長 櫻井公彦

教育委員会教育長 大井和行

代表監查委員 野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本新吾

総務課長喜井知己

企画財政課長 渡 辺 利 信

町民課長 島かおる 農業振興課長 菅 原 義 正 建設水道課長 津 田 祐 治 商工観光課長 西 科 伸 之 兼ジオパーク推進室長 福祉課長 佐々木 康 人 瓜幕支所長 檜 山 敏 行 病院事務長 菊池光浩 子育てスマイル課長 浅野富夫 消防署長内海卓実 会計管理者 松井裕二 総務課総務係長 武者正人 企画財政課財政係長 佐藤裕之

- 7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの 学校教育課長 大前健也 社会教育課長 浅野悦伸
- 8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの 事務局長櫻庭力
- 9 議会事務局職員出席者

 事務局長
 黒井敦志

 書
 記坂井克巳

平成28年12月 7日(水曜日)午前10時00分 開議

○議長(埴渕賢治)

ただ今から平成28年第4回鹿追町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1

会議録署名議員の指名

○議長(埴渕賢治)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の 規定によって、7番、川染洋議員、8番、狩野正雄議員を指名いたします。

日程2

会期の決定について

○議長(埴渕賢治)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日から12月21日までの15日間としたいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。本定例会は、本日から12月21日までの15日間とすることに 決定しました。

日程3

諸般の報告

○議長(埴渕賢治)

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。次に、監査委員から8月分、9月分、10月分の出納検査報告書が提出されました。その写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4

行政報告

○議長(埴渕賢治)

日程4、行政報告を行います。 吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

平成28年第4回鹿追町議会定例会が開催されるにあたりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。11月の9日、11月の15日、国営農地再編事業に関する道内要請並びに中央要請を行なっております。これは北海道の再編協議会が行なっているわけ

でありますけれども、道内18町村、22カ所にわたっての農地の再編が行われているわ けでありますが、本町においてもご案内のように鹿追、中鹿追地区ということでの再編事 業が行われているわけであります。これらについて来年度の予算要望をしてきているわけ でありますが、本町についても2,100ヘクタール相当が音更と鹿追ということで実施 をされて、あと2年後で終わるわけでありますけれども、これらの確保のために中央に要 請しているところであります。なおこの要請にあたっては事業が当初予算で予算の確保を されることによって年度内事業の進捗をすることができるということでありますけれども、 これまで平成21年の当時の予算、前年度と比較をいたしますと40数%、半分以下に落 ちたという経緯もございまして、ようやく今、21年当時のレベルまでに近づきつつある という状況でありますけれども、ただその半分くらいが補正予算で付くような状況にござ いまして、できる限り年度当初の予算で確保するということでの運動を展開をしていると ころであります。会長については士別の市長、そして副会長については不肖私と長沼町長 が行なっているわけでありますけれども、当日は美唄市長、浜頓別町長との代理参加では ありましたけれども、ご出席をいただいて行なってきたところであります。なおこれは来 年度についてでありますけれども、この会場については当番制でありまして、来年以降2 年間については鹿追町がこの会場ということで受けなければいけないということについて もですね、併せてご報告をさせていただきます。11月の8日、9日、11月の15日、 北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会、あるいは基地協でもって北海道、そして中央に対する 要望を行なっております。これについてはそれぞれの駐屯地を持っている基地協、そして 道内における自衛隊全体の問題等々について全道市町村全てが参加をしている連絡協議会、 そして基地協との合同での要望が行われているわけでありますけれども、これについては 陸上自衛隊トップ等々も交えての要請になっておりますけれども、これについては北海道 の自衛隊体制の強化を求めるということで要望を一点しております。さらに自衛隊と地域 コミュニティの連携ということでの駐屯地を抱える市町村に対しての、さらなるいろいろ な角度での支援ということでありまして、本町が抱えている懸案事項等についても、この 中で要望をさせていただいているところであります。これには各自治長、千歳の市長を中 心にしての行動を行なってきているわけであります。11月28日、バイオガス推進協議 会、これは全国の組織でありますけれども、これについても今現在、バイオガス推進協議 会として北海道では50町村ぐらいがですね、公設、あるいは個人でのプラントが稼動を しているわけでありますけれども、その多くがですね、やはりフィットに対するいろいろ

な問題を抱えながらの運営になっているわけであります。本町においてはですね、今現在 動いている瓜幕、それから中鹿追のものについてはですね、抑制といった問題はないわけ でありますけれども、やはり抑制によって年間数十日が売電できないというようなプラン トもございまして、これらについてのやはり全量買い上げと、フィットの制度にのっとっ ての措置をお願いをしたい。特に農水に対してのお願いの中では、農業問題としての家畜 ふん尿を使ったバイオプラントということで、いわゆるエネルギーということではなくて ですね、農業の帰属的な波形ができる、それを一助するとするためのバイオガスであると いう視点からですね、農水の積極的な取り組みをお願いしたい。併せて売電等々について は当然プラントの経営を促進をする意味においてもですね、必要を欠くことのできないも のでありますし、今、十勝管内でもいくつかはですね、すでに稼動している。あるいは今 計画中なものもあるということで、この道東地区においてはさらにこうした事業が推進が されるであろうということからですね、バイオガスプラントが抱えている諸問題について いろいろとお願いをしてきたところであります。それから11月の30日、議会議長様の 埴渕賢治氏が北海道社会貢献賞自治功労賞を北海道知事から受けているわけであります。 心からこれまでの町政の発展のためにご尽力をいただいた埴渕議長に対してお祝いを申し 上げる次第であります。以上、行政の報告に代えさせていただきます。

○議長(埴渕賢治)

これで行政報告を終わります。

日程5 議案第80号 鹿追町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

○議長(埴渕賢治)

日程5、議案第80号、鹿追町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを 議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第80号は鹿追町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてであります。 はじめに提案理由を申し上げます。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の中で農 業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、平成28年4月1日に施行されました。改 正の内容は農業委員の公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命すると共に委 員の定数については農業者数、農地面積、その他の事情を考慮して政令で定める基準に従 い、条例で定めることとされ、関係条例の全部を改正する新たな条例の制定を提案するも のであります。内容についてご説明いたします。鹿追町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正するといたしまして、第1条は趣旨の規定であり、第2条は定数の規定であり委員の定数を13人とするものであります。次に附則第1項は施行期日の規定であり、この条例は交付の日から施行するとし、第2項は経過措置の規定であり、「農業協同組合法等の一部を改正する法律、附則第29条第2項の規定の適用がある場合においては、改正後の鹿追町農業委員会の委員の定数に関する条例の規定は適用せず、改正前の既定がなお効力を有する。」とするものであります。以上、鹿追町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

二点ほどお伺いをしたいなと思いますけれども、まず一点目については13名とした根拠等々含めてどういう選定をされたのかね。この定数についての13名。それと併せてその今回これ条例には書いてはいないわけですけれども、中立委員を出さなきゃならないということのようでありますんでね、これら等々含めてその中立委員の選出方法等々含めてね、どういうことを今考えておられるのかね、この二点についてお伺いをいたします。

○議長(埴渕賢治)

櫻庭農業委員局長。

○農業委員会事務局長(櫻庭力)

吉田議員さんの質問に対してお答えしたいと思います。13名の根拠となるものですけれども、現在12名おります。これは各地区ですね、1名ずつということの部分で農業委員さんにですね、どうしますかというような意向を聞いた中では各地区1名が必要ではないかということで、地区の農業者の方もそういうことが望まれるということで、それではしたら12名にしようと。各地区1名ですね。そして1名に関しては中立の人、入れなさいということなんで、その方に関しましてはこれもどういう方を選ぶかということになるんですけど、農協のOBとかですね、役場のOBとかですね、その辺をこれからちょっと協議した中で進めていきたいなというふうに思ってまして、今、この人ということではなくてですね、それも今後、協議を進めていきたいなというふうに思っていますので、現時点では誰ということではなくて今後協議した中で人選をというかですね、お願いするよう

な形にしていこうかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長(埴渕賢治)

9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

13名についても、12農事組合等々がある流れの中で選考としてその12から、プラス1で中立員を構成したいという内容で理解していいわけですね。はい。それで一番問題になるのはね、その中立委員をどうやって担保していくかという、今、その現状での部分についてはそういう形でないわけだから、一定区分、町長の配慮といいますか、町長の同意等々がなければその辺についてクリアしていかないのかなと思うんだけれども、それを含めてね、町長、大事な農業委員会ですんでね。鹿追の農地、また就労の場を担保していくということになれば、当然的にやっぱり農業委員会の果たす役割というのは大きいわけだけども、これら含めて町長、ここでね、今言える13の定数、これについては一応クリアな部分で12名が農事組合という枠組みで推薦、推挙を受けるような形を取ろうかと思うんだけれどもそれら含めてね、やっぱり中立委員のなんていうのかな、担保制というのかな。これについて今の段階で町長はどのようにお考えになっているか、お聞かせを願います。

○議長(埴渕賢治)

告田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

吉田議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども、今あの農業委員会の方からお話がありましたとおり農地行政が変革に進んでいくため、それから地域での斡旋等々うまくいくためには、やはり地域ごとのある程度考え方が根底12名との中には入っているべきであろうということを私もそのとおりだなというふうに思っております。ただ今あの農業委員のあり方についても女性委員を入れる等々そういうようなこと、今回の改正についてもですね、やはり受益者的な直接受けるそうしたことに加えてですね、専門性等々も必要ということで新しい1名が今回加わるということになるわけでありますけれども、12名についてはね、これまでのある程度の考え方を踏襲しながらやらなきゃいけない。それから1名についてはですね、今、申し上げたように専門的なことということでありますから、どの分野からということはまだ決めておりませんけれども、そうした考えを持ってですね、相談をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

ほか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第80号を採決します。 この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長(埴渕賢治)

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第81号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長(埴渕賢治)

日程6、議案第81号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副 町長。

○副町長(松本新吾)

議案第81号は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。平成28年度、人事院勧告におきまして育児休業法及び勤務時間法改正の勧告がなされ、12月2日に交付、平成29年1月1日及び4月1日から施行されますことから一つ目として介護休暇の分割、二つ目として介護時間の新設、三つ目として育児休業等に係る子の範囲の拡大について条例の改正を行うものであります。改正内容につきましてご説明いたします。第1条は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第8条の2は育児又は介護を行う職員の早出、遅出勤務の規定であり、第1項及び第2項後段中の「その子」の次に「民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求したものであって、当該職員が現に監

護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定 する里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となる ことを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。」を加え、 同条第2項前段及び後段中の「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め るものであります。第11条は休暇の種類の規定であり「介護休暇」の次に「、介護時間」 を加えるものであります。第15条は介護休暇の規定であり第1項中「職員が」の次に「要 介護者(」を、「あるもの」の次に「をいう。以下に同じ。)」を、「をするため、」の 次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が 当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超 えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第 2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ご とに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に新たに介護時間を規定す る第15条の2第1項から第3項までを加えるものであります。第17条は病気休暇、特 別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認の規定であり、見出し及び同条中「介護休暇」の次 に「、介護時間」を加えるものであります。次に第2条は勤務時間、職員の勤務時間、休 暇等に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第8条の2第1項中「第 6条の4第1項 を「第6条の4第2号」に、第1項及び第2項中の「里親」を「養子縁 組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している 者」を削るものであります。次に附則についてご説明いたします。第1項は施行期日の規 定であり、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同 年4月1日から施行し、第2項は経過措置の規定であります。以上、職員の勤務時間、休 暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきました。 ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第81号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長(埴渕賢治)

本案は原案のとおり可決、挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程7 議案第82号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

日程8 議案第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

日程9 議案第84号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長(埴渕賢治)

日程7、議案第82号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程8、議案第83号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程9、議案第84号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件については関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。以上3件について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。 〇副町長(松本新吾)

議案第82号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第83号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第84号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について関連がありますので一括で説明させていただきます。はじめに提案理由を申し上げます。本年8月8日付けで人事院から国家公務員の給与等について勧告がなされ、11月24日に国家公務員の給与法が改正、公布されましたので月例給で若年層に重点をおいて平均で0.2%の引き上げ、期末勤勉手当の支給月数を0.1カ月分引き上げる等の改正を行う

ものであります。はじめに議案第82号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について改正内容をご説明いたします。第1条、議会議員報酬及 び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第5条は期末手 当の規定であり、12月に支給する割合「100分の267.5」を100分の5増とし まして「100分の272.5」に改めるものであります。第2条の第5条は6月に支給 する割合「100分の157.5」を100分の5増として「100分の162.5」に、 12月に支給する割合「100分の272.5」を100分の5減としまして「100分 の267.5」にそれぞれ改めるものであります。附則第1項は施行期日等の規定であり、 第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものであ ります。第2項は第1条の規定による改正後の規定は平成28年12月1日から適用する もので、第3項は期末手当の内払の規定であります。次に議案第83号、特別職の職員の 給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について改正内容をご説明いたします。第 1条は特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 5条は特別職の職員の期末手当の支給割合の規定であり、第1項中の12月に支給する割 合の「100分の217.5」を100分の10増としまして「100分の227.5」 に改めるものであります。第2条の第5条第1項は同じく支給割合で6月に支給する割合、 「100分の202. 5」を100分の5増としまして「100分の207. 5」に、12月に支給する割合「100分の227.5」を100分の5減としまして「100分の 222.5」に改めるものであります。次に附則第1項は施行期日の規定であり、第1条 の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものであります。 第2項は第1条の規定による改正後の規定は、平成28年12月1日から適用するもので 第3項は期末手当の内払の規定であります。次に議案第84号、職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例の制定について改正内容をご説明いたします。第1条は職員の給与 に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第20条は勤勉手当の規定で あり第2項中、勤勉手当の支給割合の「100分80.0」を100分の10増としまし て「100分の90.0」に、同条第3項中の再任用職員に対する規定「100分の35」 を100分の7.5増としまして「100分の42.5」に改めるものであります。別表 につきましては平成28年4月1日から適用する行政職給料表でございます。次に第2条 中第9条は扶養手当の規定であり、第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号中「重 **度」の次に「心身」を加え、3号から5号までをそれぞれ1号切り下げ、新たに第3号を**

加えるものであります。次に第9条第3項を次のように改めるといたしまして扶養手当の 月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6, 500円、同項第2号に掲げる扶養親族については1人10,000万円とするものであ ります。第10条第1項中「1に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職 員になった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合におい て、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2 項第2号又は第4号|を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号|に改め、 同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる 事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものが ない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「すべて」を漢 字の「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる 事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係る ものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について 同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の 規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子とな った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの」を「次の各 号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌 月(その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改めるも のでございます。「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職 員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族 たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 及び扶養手当を受けている職員の うち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のな い職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」 を削り、同項の次に第1号から第3号までを加えるものであります。第20条第2項中、 勤勉手当の支給割合の「100分の90.0」を100分の5減といたしまして「100 分の85.0」に、同条第3項中の再任用に再任用職員に対する規定「100分の42. 5」を100分の2. 5減といたしまして「100分の40」に改めるものであります。 次に附則第1条は施行期日等の規定であり第1項はこの条例は公布の日から施行する。た だし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行するもので、第2項 は第1条の規定による改正後の給与条例の規定中、第20条の規定は平成28年12月1

日から、別表の規定については平成28年4月1日から適用するものであります。第2条は給与の内払の規定であります。第3条は扶養手当に関する特例の規定であり、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、「扶養親族は1人につき6,500円、扶養親族たる子は1人につき10,000円」とあるのは「扶養親族たる配偶者については10,000円、扶養親族たる子については8,000円、配偶者がいない子については10,000円、扶養親族たる父母等は6,500円、配偶者がいない父母の、いない場合の父母等は9,000円」とするものであります。以上、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括で説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第82号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

○議長(埴渕腎治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第83号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第85号 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定につい

7

○議長(埴渕賢治)

日程10、議案第85号、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第85号は、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。 はじめに提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一 部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日及び4月1日 からそれぞれ施行されますことから、町税条例の一部を改正するものであります。改正内 容といたしましては延滞金の計算期間等の見直し、法人税割の税率の変更、軽自動車税の 環境性能割の導入、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長、個人住民税の医療費控除の 特例、日本と台湾における二重課税の解消の6つでございます。改正内容についてご説明 いたします。第1条、鹿追町町税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第1 8条の3は納税証明事項の規定であり「軽自動車税」を「種別割」に改め、第19条は納 期後に納付し又は納付する税金、又は納入金に係る延滞金の規定であり延滞金の計算期間 を見直すもので、「)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、 「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に 改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同 条第2号中「第48条第1項の申告書」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1 項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書、」を削り、 「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条の 次に第5号、第6号の2号を加えるものであります。第34条の4は法人税割の税率の規 定であり「100分の12.1」を100分の3.7減としまして「100分の8.4」に 改めるものであります。第43条は普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更又は決定 及びこれらに係る延滞金の徴収の規定であり、個人の延滞金の計算期間を見直すもの「規 定によって」を「規定のより」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、

「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同 条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に新 たに第4項として次の1項を加えるものでございます。第48条は法人の町民税の申告納 付の規定であり、法人の延滞金の計算期間を見直すもので、第3項及び第4項中「の申告 書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第5項、第 6項を第6項、第7項とし、第4項の次に新たに第5項を加えるものであります。第50 条は法人の町民税にかかる不足額の納付の手続きの規定であり不足額の延滞金の計算期間 を見直すもので第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。 なお」を「とし、」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に 規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。 次項第2号において同じ」を加え、同条に新たに第4項を加えるものであります。第80 条は軽自動車税の納税義務者の規定であり第1項及び第2項を以下のとおり改め第3項中 「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」 に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」 を「軽自動車等」に改めるものであります。第80条の2は日本赤十字社の所有する軽自 動車等に関する軽自動車税の非課税の範囲の規定であり第81条の2において新たに規定 するため削るものであります。第81条を次のように改めるとしまして、軽自動車税のみ なす課税を規定するものであり、第1項から第4項までを新たに規定するものであります。 第81条の次に次の7条を加えるとしまして、81条の2は日本赤十字社の所有する軽自 動車等に関する軽自動車税の非課税の範囲について、81条の3は環境性能割の課税標準、 81条の4は環境性能割の税率、81条の5は環境性能割の徴収の方法、81条の6は環 境性能割の申告納付、81条の7は環境性能割に係る不申告等に関する過料、81条の8 は環境性能割の減免をそれぞれ規定するものであります。第83条及び85条は軽自動車 税の賦課期日及び納付、徴収の方法の規定であり「軽自動車税」を「種別割」に改めるも のであります。第87条は軽自動車税に関する申告又は報告の規定であり、見出し中「軽 自動車税」を「種別割」に、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この 節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、同条第2項及び第3項中「第 33号4様式」を「第33号の4の2様式」に、同条第4項中「第80条第2項」を「第 81条第1項」に改め、第88条は軽自動車税に係る不申告に関する過料の規定であり、 見出し中「軽自動車税」を「種別割」に、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条

第1項」に改めるものであります。第89条は軽自動車税の減免の規定であり、見出し中 「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削る。「軽自動車等」 の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことが できる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改めるものであ ります。第90条は身体障害者に対する軽自動車税の減免の規定であり見出し中「軽自動 車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のう ち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、 同項第1号中「のうち、町長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」 を「種別割」に、「本項」を「この項」に、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 89条第2項各号」を「前条第2項各号」に、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」 に改めるものであります。第91条は原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等 |についての規定であり、第2項中「第443条| を「第445条| に、「第80条の2|を 「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種 別割」に改めるものであります。附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の 医療費控除の特例を新たに加えるものであります。附則第15条の次に次の5条を加える としまして15条の2は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、15条の3は軽自動 車税の環境性能割の減免の特例、15条の4は軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例、 第15条の5は軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付、第15条の6は軽自動 車税の環境性能割の税率の特例をそれぞれ規定するものであります。附則第16条は軽自 動車税の税率の特例の規定であり、見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、 同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第 444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げ る」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改めるものであります。附則第16 条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」 を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」 を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」 の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改めるものでございます。附則第16条 第3項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定す るガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月

31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動 車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次の ように改めるものであります。附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を 「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日か ら平成28年3月31日まで」を、「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月3 1日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車 税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のよ うに改めるものでございます。附則第20条の2は「附則第20条の2」を「附則第20 条の3」とし、第1項から第5項まで特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町 民税の課税の特例を新たに規定するものであります。次に第2条、鹿追町町税条例等の一 部を改正する条例を条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第6条中「軽 自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「鹿追町町税条例 第82条及び」に改め「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のよう に改めるものであります。次に第3条、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の一部を 次のように改めるといたしまして、附則第3条は町たばこ税に関する経過措置の規定であ り、第7項中「、新条例」を「、鹿追町町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」 に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書、」を削り、「第98条 第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改めるものでございます。 次に附則第1条は施行期日の規定であり、この条例は平成29年1月1日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定については当該各号に定める平成29年4月1日及び平成 30年1月1日から施行するものであります。第2条は町民税に係る経過措置の規定であ り、第3条は軽自動車税に係る経過措置の規定であります。以上、鹿追町町税条例等の一 部を改正する条例の制定についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますよ うよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第85号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第86号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長(埴渕賢治)

日程11、議案第86号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第86号は、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであ ります。はじめに提案理由を申し上げます。所得税法等の一部を改正する法律及び外国人 等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律、施行 例等の一部を改定する政令が平成29年1月1日から施行されますことから関係する条例 の一部を改正するものであります。改正は日本国居住者又は国内法人が構成員となり、且 つ日本の租税が免除される台湾の団体の構成員が利子及び配当金を得た場合、これまで所 得として課税されておりませんでしたが、改正により申告義務が新たに課され国民健康保 険税への所得割等の算定を行うものであります。改正内容についてご説明いたします。鹿 追町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第13項から 第16項までをそれぞれ2項ずつ繰り下げ、第12項の次に新たに第13項、第14項を 加えるもので、第13項は特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であ り、第14項は特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であります。次 に附則第1項は施行期日の規定であり、この条例は平成29年1月1日から施行し、第2 項は適用区分の規定であります。以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願 いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第86号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

それではここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

○議長(埴渕賢治)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程12 議案第87号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第9号)について

○議長(埴渕賢治)

日程12、議案第87号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第9号)についてを 議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第87号は、平成28年度一般会計補正予算第9号となるものです。平成28年度一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1億1,718万7千円を追加しまして、総額を90億8,350万8千円とするものであります。第2条は地方債の補正、変更であります。補正予算の内容につきまして歳出45ページよりご説明いたします。款項目、議会費の職員手当等で人事院勧告による補正といたしまして、13万円の追加、総務費、総務管理費、一般管理費で人事院勧告及び負担率等の改定等に伴います補正としまして、給料で

600万円、職員手当等で2,000万円のそれぞれ追加、共済費で350万円の減額、 賃金で600万円の追加であります。旅費で60万円、需用費、修繕料で28万円、委託 料で53万8千円、使用料で50万のそれぞれ追加、備品購入費で64万9千円の減額、 負担金で北海道町村会負担金ほかで1,529万5千円の追加であります。支所費の委託 料で21万6千円の減額、企画振興費の旅費で13万9千円の追加、需用費、燃料費で3 万3千円の追加、食糧費で5千円の減額で合計2万8千円の追加、役務費で6千円、使用 料で2万3千円のそれぞれ減額、備品購入費で地域おこし協力隊活動用車両購入で150 万円、負担金で会議研修負担金から地域間交流推進協議会補助金までの合計で18万5千 円のそれぞれ追加であります。公害防災費の賃金で5万1千円の追加、委託料で16万2 千円の減額、ライディングパーク費の需用費、燃料費で35万7千円、修繕料で29万7 千円の合計65万4千円、委託料で52万円のそれぞれ追加、工事請負費で13万3千円 の減額、花とみどり費の賃金で44万円、旅費で1万6千円のそれぞれ減額、ジオパーク 事業費の工事請負費で37万5千円の減額、備品購入費で6万円の追加、徴税費、賦課徴 収費の償還金利子で119万3千円の追加、選挙費、参議院議員選挙費で報酬で8万4千 円、職員手当等で11万7千円、需用費、食糧費で6万3千円、印刷製本費で5万7千円 の合計12万円、役務費で32万5千円、使用料で5万6千円のそれぞれ減額、統計調査 費、統計費の需用費、消耗品費で9千円の追加、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 臨時福祉給付金支給事業を含め賃金で107万1千円の減額、需用費、消耗品費で15万 円、印刷製本費で1万2千円の合計16万2千円、役務費で12万円、使用料で3万5千 円、負担金で臨時福祉給付金ほかで950万8千円、繰出金で国保特別会計へ16万3千 円のそれぞれ追加、心身障がい者特別対策費の扶助費で地域生活支援事業ほか一事業で4 00万円の追加、老人福祉費の報償費で40万円、需用費、消耗品費で3万円、食糧費で 4万円の合計7万円、負担金で高齢者事業団補助金で218万9千円、扶助費で措置費2 14万7千円のそれぞれ減額、在宅福祉費の繰出金で、介護保険特別会計へ352万5千 円の追加、後期高齢者医療費の負担金で療養給付費141万2千円の追加、繰出金で後期 高齢者特別会計分44万9千円の減額、児童福祉費、児童福祉施設費の備品購入費で1万 3千円の減額、児童措置費の扶助費で児童手当60万円の追加、こども園費の賃金で20 7万3千円の追加、委託料で120万円、工事請負費で2万6千円、備品購入費で51万 2 千円のそれぞれ減額、償還金で 2 千円の追加、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の 負担金で高等看護学院負担金7万2千円の減額、保健指導費の賃金で54万3千円の追加、

扶助費で35万4千円の減額、トリムセンター費の需用費、修繕料で40万4千円、使用 料で28万円のそれぞれ追加、へき地保健対策費の需用費、修繕料で51万円の追加、委 託料で2万2千円の減額、公課費で3千円の追加、清掃費、清掃総務費の賃金で37万5 千円、需要費、消耗品費で21万4千円、印刷製本費で3万9千円、修繕料で28万5千 円の合計53万8千円のそれぞれ追加、委託料で20万6千円の減額、農林費、農業費、 農業振興費の負担金で環境保全型農業支援対策及びストックポイント助成合計で650万 9千円の減額、農業開発研究費の賃金で195万円の減額、需用費、燃料費で18万2千 円、役務費で2万2千円、使用料で3千円のそれぞれ追加、畜産業費の委託料でバイオガ スプラント事業委託料2,175万8千円の追加、工事請負費で町営牧場育成舎整備で1, 618万9千円、負担金で自衛防疫事業及び家畜伝染病侵入防止助成で合計1,000万 円のそれぞれ減額、農業用水事業費の給与で7万6千円、職員手当等で13万4千円のそ れぞれ追加、共済費で7万4千円、繰出金で簡易水道特別会計繰出金8、266万9千円 のそれぞれ減額、土地改良事業費の工事請負費で17万2千円の減額、款項、商工費、商 工業振興費の工事請負費で33万5千円、負担金でそばまつり実行委員会補助金70万円 のそれぞれ減額、魚族資源保護対策費の賃金で27万3千円の減額、土木費、道路橋りょ う費、道路維持費で9月定例議会で計上しました災害復旧に関する経費を災害復旧費に統 一するため賃金で250万円、需用費、消耗品費で50万円、燃料費で50万円の合計1 00万円、使用料で4,620万円、工事請負費で7万4千円、原材料費で180万円、 補償補填で100万円のそれぞれ減額、道路新設改良費の需用費、消耗品費で3万2千円 の追加、委託料で道路台帳整備及び橋梁長寿命化の修繕合計で817万5千円、工事請負 費で5丁目本通り改良及び瓜幕24号の合計で2,007万円のそれぞれ減額、河川費、 河川費の使用料で68万8千円の減額、都市計画費、公園緑地費の工事請負費で7万7千 円、備品購入費で13万1千円のそれぞれ減額、住宅費、住宅建設費の工事請負費で23 万9千円の減額、款項、消防費、常備消防費の負担金で鹿追消防署費負担金37万円、職 員費負担金1,045万3千円の合計1,082万3千円の減額、非常備消防費の旅費で 58万8千円、需用費、消耗品費で3万円のそれぞれ追加、備品購入費で3万2千円、負 担金で1万5千円のそれぞれ減額、旧消防組合精算費で決算額の確定によりまして旅費で 56万4千円、交際費で1万円、需用費、消耗品費で1万円、燃料費で5万6千円、光熱 水費で2万8千円の合計9万4千円のそれぞれ減額、教育費、教育総務費、共同調理場費 の需用費、修繕料で217万円の追加、車両管理費の需用費、修繕料で39万円、役務費

で1万8千円のそれぞれ追加、委託料で15万6千円の減額、中学校費、学校管理費の備 品購入費で199万2千円の減額、社会教育費、社会教育施設費の賃金で148万円の減 額、需用費、修繕料で13万円、備品購入費で町民ホールストーブほか購入合計で46万 6千円のそれぞれ追加、保健体育費、体育振興費の需用費、食糧費で3万3千円、委託料 で管理委託料及び改修工事監理委託の合計で20万9千円、工事請負費で952万4千円 のそれぞれ減額、諸支出金、基金費、基金費の積立金で減債基金へ2億円、町づくり基金 へ366万3千円、地域福祉基金へ30万円の合計2億396万3千円の追加、災害復旧 費、その他公共施設・公用施設災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費の需用 費、消耗品費で50万円、燃料費で50万円の合計100万円、使用料で4,620万円、 原材料費で180万円、補償補填で100万円のそれぞれ追加となるものであります。次 に歳入39ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の地方交付税で8,112 万4千円の減額、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金の社会福祉費負担金で30万 2 千円の減額、使用料及び手数料、使用料、民生使用料の児童福祉使用料で学童保育使用 料11万1千円の減額、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金 で保険基盤安定負担金の及び障害者医療の合計191万8千円の追加、児童福祉費負担金 で児童手当及び子どものための教育・保育給付費の合計958万円の追加、国庫補助金、 民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で地域生活支援事業から臨時福祉給付金事業の合計 で1,056万3千円の追加、土木費、国庫補助金の道路橋りょう費補助金で5丁目本通 り改良から橋梁長寿命化修繕までの合計で1,839万5千円の減額、道支出金、道負担 金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で保険基盤安定負担金及び障害者医療の合計9万 8千円の追加、児童福祉費負担金で児童手当及び子どものための教育・保育給付費の合計 436万4千円の追加、道補助金、民生費道補助金の社会福祉補助金で地域生活支援事業 で9万5千円の追加、児童福祉費補助金で子ども・子育て支援交付金332万1千円の追 加、農林費道補助金の農業費補助金で環境保全型農業直接支援交付金及び地域づくり交付 金総合交付金の合計で1,171万4千円の減額、委託金、総務費委託金の統計調査費委 託金で9千円の追加、財産収入、財産売払収入、物品売払収入の農産物売払収入で47万 4千円の追加、款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で今回の一連の台風被害 及びまちづくりのため台東区議会自民党様より5万円、全国町村会様より3万円、北海道 町村会様より4万3千円、全国町村議会議長会様より3万円、北海道町村議会議長会様よ り1万円、島原市消防団様より3万円、北日本・健勝経常建設共同企業体様より200万

円、中央コンピューターサービス株式会社様より100万円、新得町の根本健様より50万円の合計369万3千円の追加、民生費寄附金の社会福祉寄附金で地域福祉のために町内、東町の鳴海敏行様より30万円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で2億円の追加、諸収入、受託事業収入、民生費受託事業収入の民生費受託事業収入で9万8千円の追加、雑入、雑入の雑入で居宅介護サービス計画費からその他雑入までの合計2,042万円の追加、款項、町債、土木債の道路橋りょう債で5丁目本通り舗装から鹿追4号線改良の合計で1,600万円の減額、教育債の中学校債で鹿中・瓜中タブレットパソコン整備で140万円の減額、保健体育債でスポーツセンター耐震改修で870万円の減額であります。次に第2表の地方債の補正変更についてご説明申し上げます。起債の目的は過疎対策事業及び緊急防災・減災事業であり、過疎対策事業は限度額を1,740万円減額しまして、補正後の限度額を4億8,580万円に、緊急防災・減災事業は限度額を870万円減額しまして、補正後の限度額を2億1,570万円とするものでそれぞれ限度額以外の変更はありません。以上、一般会計補正予算第9号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。5番、加納茂議員。あの、質疑の場合、ページ数をお願いします。

○5番(加納茂)

土地改良事業費でですね、美蔓周辺の整備で17万2千円の減額がありますけれども、 今現在、あそこはどのような状況になっているんでしょう。進捗状況といいますか、ちょっと内容が分かりませんので説明お願いします。

○議長(埴渕賢治)

菅原農業振興課長。

○農業振興課長(菅原義正)

美蔓の貯水池の周辺ですが今年の5月ごろ、皆さまにも見ていただいたところでございますが、あの時、芝生の状況も悪くてですね、新しくまきなおしをしたり等々しまして、パークゴルフ場の部分については今、芝生も良くなりましてコースの部分も、コースの造成については終わっているところです。その他に駐車場の部分と、それから園路ですか。パークゴルフ場の中の園路の部分についても舗装はかけておりませんけれども、造成が終わったという状況で、あとトイレにつきましても、まだ浄化槽等々は来年にやる予定です

けれども、建物等々につきましては完成したという形でございます。以上です。

○議長(埴渕賢治)

よろしいですか。ほか、ありませんか。9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

ページ数でいけば51ページだね。これ、ここに付随するかどうか分かりませんけれども、予算的な部分でね、老人福祉施設入所者の措置費ということでありますけれども、今、そのわが町等々の流れの中ではもみじと老健、特老の部分でこれ、入居者の等々の入所しているわけですけれども、それ等々含めてね、今、あの今回、今般のまちなか会議でもでたんですけれども、私も個人的な部分でいろいろな部分等々を調査した結果ですね、結果というよりも途中の部分なんだろうけれど、今、もみじの里については100名の入居者、利用者が利用している。ところがですよ。介護士が不足していて、それで10名の減員、要するに90名になっていると。それでいろんな人からいろんなレクチャー受けたわけですけれども、今のところ8名の従事者、そのうち5名が夜間勤務をしていただかなければ、その10名の不足分等々については埋め合わせがつかないと。それでいろいろもみじ含めて敬愛会等々もいろんな観点からね、いろんな募集等々もしているようですけれども、なかなか見つからないと。一定区分、やっぱり指導的見地、また予算的見地等々含めてですね、町のあり方、町の指導等々含めてね、どのような状況になっているのか、それと併せてわが町のもみじに対する、もみじに対する待機者等々含めてね、どういう数字になっているのか、これあたり現状の分でお知らせをいただきます。

○議長(埴渕賢治)

佐々木福祉課長。

○福祉課長(佐々木康人)

はい。もみじの里、それからしゃくなげ荘等の待機者の関係ですけれども、ちょっと今 資料といいますか、数字を持ってきていないんですけれども、数十名にわたってですね、 いるという把握はしているところです。40名から50名、もみじの里でしたら待機がい るというような状況は把握しているところでございます。

○議長

答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

今、ご質問ありましたね、定数の関係。100人ということになっております。ご案内

のようにこれは法人が経営をしているわけでありまして、町の立場というのはね、なにか 不都合があれば指導する。あるいは相談を受けるということでありますけれども、町がで すね、全面的に施設を作って町民の利用に応える。あるいは近隣のそうしたものに応える ということでやっているわけでありますけれども、今現在、一つの部分、10名の所を休 んでいるというようなお話を聞きました。これは私もそうした話があって初めてそういう 経営がされているということを承知しまして、早速あの現場の方をお出でをいただいて、 今現在、一日も早くですね、平常の100がしっかりと需要に応えられる体制を作るよう にということで指示をしているところであります。待遇の問題、あるいはそうした介護士 の不足、これはですね、やはりああした施設の全般的な問題点というふうに言えるわけで ありますけれども、今現在の私は老健の方の関係の経営については、大きい借金を持って いるわけではない状況の中での経営でありますから、十分、措置費を持ってできることで ありますし、人件費の確保もできるというふうに理解をしております。今後ですね、これ はあの向こうにもやはり理事長他、役員、そして職員がいらっしゃるわけでありますから 十分相談をさせていただいて理事長としての話をですね、させて、もうすでにいただいて おりますけれども、まだその結果について承知をしておりませんので、さらに詰めてです ね、答えていきたいというふうに思っています。それから待機者が数十名いるという課長 の方から話がありましたけれども、そんなに私は地元の方だけあるいは今の介護のそれぞ れの度合いというか、そういうことからいえばそこまでは町内的にはいないというふうに 思っております。振興局のね、いろんな数字あります。十勝で二百数十名、あるいは鹿追 でも何十名というあっちこっちにですね、申込みだけはしておくというような状況であり ますから、それじゃあ実際にですね、そこまでいるのかということになると、それだけい ないというふうに思っておりますけれども、介護度の度合いによってですね、入所できる かどうか決まるわけでありますからその中で本町の住民の方がね、どれだけ待機を今して いる状況なのかについては後ほどですね、課長の方からお答えをさせていただきたいとい うふうに思っております。いずれにしてもこれは非常に私にすればいかんというふうに言 わざるをえないということで強くそのお話をしておりますのでご理解をいただきたいとい うふうに思っております。

○議長(埴渕賢治)

9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

待機者については40名から50名。これ町民だとか町外者だとかという区分についてはまだキャッチをしていないのかなというふうに思うんですけれども、今、町長がおっしゃっていたそのやっぱり現実的に町民の人方が空いているのにね、介護士さんが不足していて他の施設に行かざるをえない。こういう人方、現実的に私、2名聞いております。そういう部分でね、やはりせっかくの施設があって就労等々含めてね、その介護士さんが不足しているっていう現実的にこれ制度的な問題もあるんでしょうけどもね、一定区分やっぱり一番こうあってはならん現実なんでね。これあたり町長もそういう強いご意志で今後の善後策等々含めてですね、諮っていただけるということなんで一日も早くね、これら等々、解消していただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長(埴渕賢治)

4番、台蔵征一議員。

○4番(台蔵征一)

ページ数でいきますと56ページになるんですけれども、そば祭りの実施ができなかったと、非常に長く実行委員さんの方で進めてきてくれた。春先から異常天候でそばが実らなかったということで止むを得なかったんですけれども、最終決定するまでに非常に時間がかかって、周知もしづらかった。それから今回この議会に70万円そっくり戻ってきたということなんですけれども、他の町村では何らかの対策を打ちながらということも進めていたように思いますけれども、なにか他の方策がなかったのかなということも含めてちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長(埴渕賢治)

西科商工観光課長。

○商工観光課長(西科伸之)

はい、お答えいたします。議員おっしゃるとおり今年の天候不順ということで実行委員会でも3回ほどですか、会議を持ちましてなんとか開催にこぎつけようという形で模索をしたわけですけれど、何分にも本年のそば、鹿追産のそばがそば祭りを実行するにあたるだけの量が確保できないということで、また作付けされている方も町内の業者以外にも販売しないといけないので、その分も確保しないとならないということで今回こういう形になりました。やはりあの先ほど言いました模索の中にもそば祭り、なんとか別の方法で開催できないかということで、それらも実行委員の中で実行委員会の中でもかなり議論した

んですけれども、やはりあの当初のそば祭り、実施した経緯といたしまして鹿追産の新そばを皆さんに召し上がっていただくという趣旨があるんで、他町村からのそば粉を入れてまでも実施するのはどうかという意見が大方を占めまして、今回、収量が採れなかったということでこういう結果になりました。またあの今後につきましても今年、今、第20回ということでしたので来年以降に向かって切れの良い20回、何らかの形、今まで以上の形を加えた形で次年度以降についてはそば祭り開催したいと思います。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

ほか、ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第87号を採決します。 この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長(埴渕賢治)

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第88号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について

○議長(埴渕賢治)

日程13、議案第88号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第88号は、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算第3号となるものです。 平成28年度国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによるといたしま して、第1条は歳入歳出予算の補正であり歳入歳出からそれぞれ197万円を減額しまし て総額を9億4,611万6千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳 出71ページよりご説明申し上げます。総務費、総務管理費、一般管理費の給料で7万2 千円、職員手当等で14万5千円のそれぞれ追加、共済費で7万2千円の減額、連合会負担金の負担金で国保団体連合会負担金1万1千円の減額、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の負担金で、135万円の追加、退職被保険者等療養給付費の負担金で40万円の減額、高額療養費、一般被保険者高額療養費の負担金で、150万円の追加、退職被保険者等高額療養費の負担金で40万円の減額、款項目、後期高齢者支援金の負担金で37万2千円の減額、款項目、介護納付金の負担金で18万2千円の減額であります。次に、歳入69ページからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の後期高齢者支援金分現年課税分で37万2千円の減額、介護納付金分現年課税分で18万2千円の減額、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金の過年度分で203万1千円の追加、款項目、療養給付費交付金の現年度分で489万9千円の減額、過年度分で49万9千円の追加、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金保険税軽減分で114万8千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で79万円の追加となるものであります。以上、国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第88号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第89号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第5号) について

日程14、議案第89号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第5号について てを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第89号は平成28年度簡易水道特別会計補正予算第5号となるものです。平成28年度簡易水道特別会計補正予算第5号は次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ6万9千円を減額しまして、総額を2億5,296万1千円とするものであります。第2表は地方債の補正追加であります。補正予算の内容につきまして、歳出81ページよりご説明いたします。事業費、水道総務費、一般管理費の職員手当等で4万2千円の追加、共済費で11万1千円の減額であります。次に、歳入前ページから説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で8,266万9千円の減額、款項、町債、簡易水道事業債の簡易水道事業債で然別湖畔地区簡易水道事業で8,260万円の追加であります。次に第2表の地方債の補正追加についてご説明申し上げます。起債の目的は簡易水道事業であり、限度額は8,260万円以内で起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率は4%以内とし、償還の方法は政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるとするものであります。以上、簡易水道特別会計補正予算第5号ついてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第89号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第90号 平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第4号)について

○議長(埴渕賢治)

日程15、議案第90号、平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算第4号について を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第90号は平成28年度下水道特別会計補正予算第4号となるものです。平成28 年度下水道特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条 は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ2,952万6千円を減額しまし て、総額を3億1,601万6千円とするものであります。第2表は地方債の補正変更で あります。補正予算の内容につきまして、歳出89ページよりご説明いたします。管理費、 施設管理費、農業集落排水施設管理費の給料で1万8千円、職員手当等で45万6千円の それぞれ追加、款項、事業費、公共下水道事業費で事業費の確定によりまして委託料で1 00万円の追加、工事請負費で3,100万円の減額であります。続きまして歳入前ペー ジから説明いたします。国庫支出金、国庫補助金、下水道事業費、国庫補助金の公共下水 道事業費補助金で1,430万円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で47万4千円 の追加、款項、町債、下水道事業債の公共下水道事業債で1,570万円の減額でありま す。次に第2表の地方債の補正変更についてご説明申し上げます。起債の目的は特定環境 保全公共下水道事業であり、限度額から1,570万円を減額しまして補正後の限度額を 3,980万円とするもので限度額以外の変更はありません。以上、下水道特別会計補正 予算第4号ついてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願 いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第90号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第91号 平成28年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 2号) について

○議長(埴渕賢治)

日程16、議案第91号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第91号は平成28年度介護保険特別会計補正予算第2号となるものです。平成2 8年度介護保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして第1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ2,663万5千円を追加しまして、 総額を5億539万8千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出1 00ページよりご説明申し上げます。総務費、総務管理費、一般管理費の給料で2千円、 職員手当等で14万7千円のそれぞれ追加、共済費で7万7千円の減額、保険給付費、介 護サービス等諸費、施設介護給付費の負担金で2,552万5千円の追加、地域支援事業 費、介護予防事業費、介護予防高齢者施策事業費の給料で3千円、職員手当等で18万4 千円のそれぞれ追加、共済費で6万5千円の減額、委託料でいきがい生活支援に87万4 千円の追加、包括的支援任意事業費の給料で2千円、職員手当等で11万4千円のそれぞ れ追加、共済費で7万4千円の減額であります。続きまして歳入96ページとなります。 款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で527万9千円の追加、国庫支出 金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で542万5千円の追加、国庫補助金、調 整交付金の現年度分調整交付金で178万7千円の追加、地域支援事業交付金の現年度分 で19万7千円の追加、道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で287万円 の追加、道補助金、地域支援事業交付金の現年度分で9万8千円の追加、款項、支払基金 交付金、介護給付費交付金の現年度分で714万7千円の追加、地域支援事業交付金の現

年度分で22万円の追加、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で319万1千円の追加、地域支援事業繰入金の現年度分で26万2千円の追加、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で7万2千円の追加、諸収入、雑入、雑入の雑入で8万7千円の追加であります。以上、介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明を申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第91号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

お昼になりますが議事進行上、会議を続けさせていただきます。

日程17 議案第92号 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)について

○議長(埴渕賢治)

日程17、議案第92号、平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号 についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第92号は平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号となるものです。 平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるといたしまして第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ44万9千円を減額しまして、総額を7,371万3千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出108ページよりご説明いたします。款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担 金で44万9千円の減額であります。続きまして前ページ、歳入のご説明をいたします。 繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で44万9千円の減額と なるものであります。以上、後期高齢者医療特別会計補正予算第1号ついてご説明申し上 げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第92号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程18 議案第93号 財産の取得について

○議長(埴渕賢治)

日程18、議案第93号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由 の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第93号は財産の取得についてであります。下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得財産は瓜幕、通明、上幌内、笹川小学校タブレットパソコン一式であります。契約の方法は指名競争入札でありまして指名業者は株式会社もりずみ、有限会社電気ショップ、井出薬房、有限会社おかもと、株式会社曽我、以上の5社によりまして11月30日に入札いたしました結果、入札金額を2,316万6千円といたします帯広市西15条南28丁目1番地8、株式会社曽我、代表取締役、曽我彰夫氏と現在、仮契約を締結中であります。なお落札率は

96.2%であります。以上、財産の取得についてご説明を申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。9番、9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

このことについてはもう了解するわけだけれども、全体でね、瓜幕からはじまって笹川で何台、何機、必要だったのか。これについて何機必要だったと。

○議長(埴渕賢治)

大前学校教育課長。

○学校教育課長(大前健也)

お答えいたします。複式4校に対して68台のタブレットパソコンを導入いたします。

○議長(埴渕賢治)

ほか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第93号を採決します。 この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長(埴渕賢治)

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第94号 鹿追町道路線の廃止について

日程20 議案第95号 鹿追町道路線の認定について

○議長(埴渕賢治)

日程19、議案第94号、鹿追町道路線の廃止について、日程20、議案第95号、鹿追町道路線の認定について、以上2件については関連がありますので議事進行上、一括して提案説明と質疑討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。以上の2件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長 (松本新吾)

議案第94号、鹿追町道路線の廃止について、議案第95号、鹿追町道路線の認定につ いて関連がありますので一括説明させていただきます。提案理由を申し上げます。いずみ 野団地第5次宅地分譲地整備に伴いまして、既存路線を一旦廃止し、改めて路線を認定す るものであります。はじめに議案第94号、鹿追町道路線の廃止についてをご説明いたし ます。次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、 議会の議決を求めるといたしまして、整理番号1149の路線名、泉町4丁目西通りで、 起点を泉町4丁目1番地、終点を北町4丁目9番地1地先とする総延長153.5メート ルについて一旦路線全体を廃止したいとするものであります。次に議案第95号、鹿追町 道路線の認定についてであります。次のとおり鹿追町道路線を認定したいので道路法第8 条第2項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、はじめに先ほど廃止しまし た路線を延長しまして改めて整理番号1149、路線名、泉町4丁目西通りで起点を泉町 4丁目1番地、終点を北町4丁目9番地1地先とする総延長259.1メートルを町道と して認定したいとするものであります。次に整理番号1152の路線名、泉町4丁目南通 りで起点及び終点を泉町4丁目1番地とする総延長143.9メートルについて新たに町 道として認定したいとするものであります。なお重要な経過地につきましては記載のとお りでございます。以上、鹿追町道路線の廃止及び認定について一括説明させていただきま した。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第94号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第95号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。 ここで先ほどの佐々木福祉課長より答弁をいただきます。

○福祉課長(佐々木康人)

はい、先ほどの吉田議員さんよりの、もみじの里の待機者の関係でありますけれども平成28年6月現在でもみじの里の待機者は町内者が40人、町外者が12人ということで合わせて52人ということで報告を受けているところです。以上です。

○議長(埴渕賢治)

いるでしょうか。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

散会 12時11分

平成28年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成28年12月13日(火曜日) 午前10時00分 開 議場所 鹿追町議会議場

日程 1 一般質問

8番 狩野 正雄議員

3番 畑 久雄議員

1番 山口 優子議員

4番 台 蔵 征 一 議員

2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員 2番 武藤 敦則議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員

- 4 欠席議員(なし)
- 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田弘志

農業委員会会長 櫻井公彦

教育委員会教育長 大井和行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本新吾

総務課長喜井知己

企画財政課長
農力
農業振興課長長
農業最大
農業長長
農業長長
大の力
株選長
大の力
株選室長
大の力
株型室長
大の力
株型室長
大の力
株型室長
大の力
株型室長
大の力
株型室長
大の力
株型室内
大の大の
大の
大の<

- 7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの学校教育課長 大前健也社会教育課長 浅野悦伸
- 8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの 事務局長櫻庭力
- 9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 黒 井 敦 志 書 記 坂 井 克 巳

平成28年12月13日(火曜日)午前10時00分 開議

○議長(埴渕賢治)

これから本日の会議を開きます。ここでご報告をいたします。野村英雄代表監査委員が所用のため、また、松井裕二会計管理者が公務のため欠席する旨の届出がありました。

日程1

一般質問

○議長(埴渕賢治)

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番、 狩野正雄議員。

○8番(狩野正雄)

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。標題 は、公共施設の利用しやすい標示方法と安全点検ということでございます。要旨を申し上 げます。町民ホールや神田日勝記念美術館、トリムセンターなどの大型公共施設は建設か ら20年以上経過し、音響設備の改修などが進められております。町民ホールは利用者も 多く、文化活動の中心施設になっています。しかし、初めて来館した人や高齢者にとって 施設内の案内標示が分かりづらかったり、重く固い扉の開閉に苦労したり、戸惑う姿を見 受けます。誰もが気持ちよく安心して利用する施設として、利用者の声を聞きながら点検 を進め、改善すべき点を洗い出すことも必要だと考えます。 1、大ホールの入り口扉と備 品室扉は同じ形状で重く固いため、出入りの際に戸惑ったり、開閉に苦労する姿を目にい たします。はっきりと分かるように標示したり、高齢者などの多いときは扉の開閉を補助 する人を置くことも必要ではないかと考えます。また、絵画などの展覧会では見学者の出 入りも多くなることから、扉は常にオープンにするというような利用ルールになっている のか。2、町民ホールのエレベーターの位置は、壁に隠れているため分かりづらいという 声を聞きます。もっと気軽に利用できるようにエレベーターの位置を大きく標示する考え は。3、地域公民館や学校施設周辺施設で枯れた樹木がないかなどの安全チェックは定期 的になされているか。また、公園などに設置している遊具はどのような安全点検をしてい るのか。以上について伺います。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

狩野議員からは、公共施設の利用しやすい標示方法等について、安全点検、何点かにわ

たってご質問いただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。1点目の町民 ホール内の大ホール出入り口扉と備品庫の入り口が不明確であるというお話であります。 さらには高齢者の方が町民ホールを利用する場合、扉の開閉に苦労している。補助員を置 いてはどうかということであります。また、いろんなイベント等々にあってはオープンに するということもどうなっているのかということでありますけれども、大ホールの扉につ いては、狩野議員が言われるように同じ形状の扉になっているために、利用者にとっては 出入り口用の扉か、あるいは収納庫の扉が分かりづらくなっているのが現状であります。 今後、利用者が戸惑うことのないように、扉については出入り口、あるいは収納庫等々、 あるいは押す、引くなどの標示をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。 また、ホールの扉はご案内のように、木製で極めて大きい扉になっているわけであります。 これは、音響等々の問題からですね、そういう施設については大体そのような形になって いるといいますけれども、これについては別な物に取り換えるということには私はならな いというふうに思っております。やはり、大ホールの性格上ですね、装置については開閉 等々ありますけれども、やはり音響効果等を重視をするとですね、それなりの扉でなきゃ いけないということだというふうに考えて設置をされているわけであります。そこで方法 としては、私はその主催をする団体とまずですね、お話のような配慮をしていくと、補助 員を付けると、職員をもってそれを行うということは無理かというふうに思いますけれど も、主催者がそういう配慮をするということについては、可能というふうに考えておりま すので、今後そうした話し合いをですね持っていきたいというふうに考えております。ま たあの、絵画展覧会等々、開いて、オープンにした状況でもイベントに支障のないという 状況の場合には、できる限りそうした考え方を持ってオープンにして、現在もおりますけ れども、今後についてはさらに徹底していきたいというふうに考えております。2点目の 町民ホールのエレベーターの位置が分かりづらいと言うことでありますけれども、これに ついても標示をですね、しっかりとして、せっかくあるエレベーターでありますから、活 用しやすいように、今後配慮をしていきたい。あるいは標示をしていきたいというふうに 考えております。3点目の地域公民館や学校施設周辺で樹木の枯れたもの、あるいは公園 に設置をされている遊具等々の安全チェックでありますけれども、これについてはそれぞ れの施設管理をしていただいている方と相談をしながら、年最低2回ですね、実施をして いるところでありますけれども、これら遊具等々については、常に安全に利用可能な状況 にあることが当たり前でありますから、そういう意味ではさらにそうした配慮をですね、

しっかりとやっていきたいというふうに考えているところであります。公園内の遊具等については、特に最近は設置をする遊具にもですね、安全上の配慮をですね、しながらの遊具の設置をしているわけでありますけれども、一層ですね、遊具についての腐食、あるいは亀裂、磨耗等々そうした欠陥がないかについてしっかりと管理をしてまいりたいというふうに考えております。全般をとおして公共施設というのは、やはり安心、安全ということが全てに配慮されているべきことでありますので、ただ今ご指摘をいただいた箇所等々に関わらず、全体的にですね、町としては管理を徹底をしていきたいと、このように考えていますので、引き続きご指導いただきますようお願いを申し上げて答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

再質問ありますか。どうぞ。

○8番(狩野正雄)

非常に前向きでこの問題に関わらず全体を見直していくというお言葉をいただきましたので、その際にですね、私あのやっぱり住民からとかいろんな利用者からいろんな相談を受けたり、時にですね、やはり担当が窓口で受けたら、それがちゃんと相談を受けたということを上司なりセクションのルートの中でですね、報告されるというシステムがやっぱり重要になってくると。まだ報告された中にはですね、その場所で処理できない、例えば関連する課があればですね、そういうことで、例えば連携をとっていく、これからのやっぱり役場もそうですし、いろんな中でいつどういう相談があったか、いつどういう報告を受けたか、それから、関係する部署にどうやってその問題を共有するといいますか連絡する、ほうれんそうとよく言われますけれど、報告する、連絡する、そして相談する、そういうことをですね、きちっとそれぞれの立場の中で、やっぱりそういう考えをですね浸透させていく必要が今一度あるんではないかと思いますので、ぜひそういったことをですね、やりながらですね、より良い公共施設の問題に当たっていただきたいと思います。以上です。

○議長(埴渕賢治)

答弁いりますか。吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

各施設のですね、管理等の問題のご質問だったわけでありますけど、加えてね、そうしたことに対する町民の方の指摘、そしてそれがしっかりとですね、処理をされるためには

やはりご指摘のように課内の連携、あるいは役場内全体のですね、そうした連携というの が極めて重要というふうに思ってます。肝に銘じてその辺は管理徹底をしていきたいと、 このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○8番(狩野正雄)

終わります。

○議長(埴渕賢治)

これで狩野正雄議員の質問を終わります。次に3番、畑久雄議員。

○3番(畑久雄)

ちょっと風邪をひいておりますので声がいつもと違いますので、ちょっとお聞き苦しい 点があることをお詫びいたします。議長の許可を得ましたので、順次、一般質問をさせて いただきます。標題は、地域資源の活用で来訪者増へということであります。要旨、わが 町にはさまざまな宝があります。しかし、それらを一同にしたPR紙がありません。個々 においては努力されておりますが、なかなかその成果なるものが見えていないのではない でしょうか。今年のような天候不順、台風の襲来と、まさに自然との戦いの年でもありま したが、次なる一手、振興策を前面に立てての動きが必要と考えます。例えば、わが町の 宝を挙げますと、大雪山国立公園内唯一の自然湖の然別湖。また道内5番目のしかおいジ オパークの取り組み。農業のコントラクター事業、酪農振興への取り組み。1つ、バイオ ガスプラント事業とさつまいも、チョウザメ、マンゴーへの挑戦。1つ、幼小中高の一貫 教育、英会話、カナダ学、地球学、しかおい学などです。また神田日勝記念美術館、花の 町の花フェスタ。また冬の一大イベントでありますコタン村などいろいろ挙げましたが、 これらを前面に立て、全国へ視察、研修、観光等の来訪者増に期待したPRをしてはどう でしょうか。チラシやホームページなどで宿泊、食事、交通等の明記、料金など記し、予 約制として宿泊、食事、土産など必ず町内で、また予約は1カ所に統一し、もちろん、そ れぞれに説明員、1講座約1時間ほど、各資料は有料にするなどの手法も考えられます。 わが町の特徴ある事業振興のため、関係する方々の一体となる協議会を持ってこの事業展 開を提案するものであります。また、さらに来てくださる大勢の方々からたくさん学べる こともできるわけであります。以下3点についてお尋ねいたします。1、関係する方々が 一体となり来訪者増を目的とした推進協議会の設置のお考えは。2、この地域資源を活用 した事業振興を前面に出しての取り組みのお考えは。3、来町者の増加を10年後、30 年後どのようにあるべきか。その戦略は。以上、3点についてお伺いいたします。

○議長(埴渕賢治)

答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

お答えを申し上げます。畑議員からは「地域資源の活用で来訪者増へ」という視点から、 3点の問題について質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきます。 1点目 の「関係する方々が一体となり来訪者増を目的とした推進協議会の設置」ということにつ いてでありますけれども、観光は基幹産業の農業と並び、鹿追町にとって大変重要な産業 の位置に位置しているわけであります。現在、観光協会と町が連携をしながら、道外の旅 行業者に対して鹿追町の魅力紹介を行い、特に自然体験ができる修学旅行の誘致に努めて いるところであります。成果として春先から体験型観光は、修学旅行生を中心に一定の成 果がありますけれども、ご案内のように、12月、11月以降、コタン開設までの期間は 毎年のことでありますけれども、非常に観光客の減という状況で厳しい環境にあるわけで あります。議員がおっしゃるとおり、協議の場の必要性については認識をしておりますの で、今後、通年で観光客が訪れる環境を整備するためにも、有識者を交えた協議会の場に ついては、鋭意、前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。次に2 点目の「地域資源を活用した事業振興を前面に出しての取り組みの考え方」についてお答 えをいたします。地域資源については、議員同様に私も本町にとって大変重要なものと認 識をしております。個々それぞれの取り組みは全国的に見ても個性的で先駆的なものが多 く、それらの点と点を結び、さらには面としての観光産業全体の振興発展させるためにも これらをどう組み合わせて連動させていくかを考えていかなければならないと考えている ものであります。北海道へ来訪する観光客のニーズは豊かな自然と豊富な農水産物を生か した「食」の魅力といわれており、このニーズに答えるべく、さらなる情報発信に努めな ければならないと考えているところであります。さらに3点目の「来訪者の増加を10年 後、20年後どのようにあるべきかのその戦略」についてでありますけれども、わが国の 観光を取り巻く現状は人口減少社会に加えて長引くデフレ、そして急激な国際化の中にあ って、2011年3月の震災、原発事故、本年北海道を襲った台風による被害等、安全性 への不安は風評被害等、観光地にとりましては極めて厳しい環境に今、おかれているとい わなければなりません。これらを踏まえての将来への観光振興でなければならないと考え ているものであります。魅力ある観光資源を有効に活用するには観光地としてのサービス を提供する人材、これらの育成も極めて重要であるというふうに考えております。一過性 のものではなくて、ゆっくりとしたペースで、いわゆるリピーター作り、そうした観光への配慮もさらに推進をしなければいけないというふうに思っております。ご案内のように本町はグリーンツーリズムなど、道内でも先駆的な観光サービスが生まれた地域でもあります。こうした鹿追町ならではの土壌を大切にして、多様なサービスが生まれることで、長期的にみて他の観光地とは差別化が図られるような、そんな観光の振興を図っていきたいというふうに考えているところであります。畑議員は養殖事業等を行なっておりますけれども、こうした地域の資源、今、ご指摘をいただきました町で行なっている多くの事柄、そして農商工観光連携の中でさらにさらに本町のですね、観光が振興されるように一層、努力をさせていただきますので、今後ともよろしくご指導をいただきたいと思います。以上、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

再質問、ありますか。畑議員。

○3番 (畑久雄)

ご答弁いただきましてありがとうございます。1の点について本当にあの今までは、各 それぞれの団体で一生懸命なされております。しかしそれが1つの団体ということになる と、また新たなものになりますけれども、ぜひとも観光という意味もありますし、研修と いう意味もあります。また、そういったことで数あるいろんな宿泊、あるいは飲食もでき る、なんかそれにつないでいけるようなそんな思いで考えておりました。ぜひあの事業者、 あるいは農業者、共に考えてこの町のほかにないこの町の特色ある事業を紹介しつつ、ま た来られた方々からいろんな意見を聞くこともできますし、将来の発展にもつながると思 うんですね。そういう機会を多くしていただきたい。特に今までバイオガスができてから 多くの来訪者があります。現状としては1年間どのくらいの数か分かりませんけれども、 それの数からして、それだけにとどまらず観光の方にも足を延ばしてもらうとか、あるい は農業も大型化しております。そういった特徴ある取り組みについての紹介、あるいはお 互いにそういう情報交換をするとすごく進歩につながるわけであります。そんなことでま ずこの推進協議会を前向きに捉えていただくというご返答でございましたので、ぜひそう いうこともお考えいただいてやっていただければと思います。ただ私は言うだけではなく、 議会もあるいは行政も、あるいは事業者も三位一体となってやっていただければ、本当に よろしいんじゃないかと考えております。実は私はこの7月でしたか、同僚議員と長野県 の上田を視察してまいりました。あそこは現在、真田丸で本当に一生懸命、そういった三

位一体でやっておりました。いつも行く町ではそんなに人も出ていなかったんですけど、しかし行ってみますとね、全然違う。それはテレビの影響もあるんでしょうけれども、しかしそれだけではない。地元の人たちが本当に一生懸命になって観光、それからそういった各施設の誘致、そういったことに一生懸命、またあの旅館だとか食堂では本当にあのおもてなしの、なんていうんですか、作法が行き届いておるというんでしょうか。とても感動して帰ってきたところであります。そういった例もありますので、ぜひわが町の本当に特色あるものを前面に出してそういった全体で取り組むような方策をぜひ考えていただきたい。以上です。

○議長(埴渕賢治)

答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

お話、十分、理解をするわけであります。今現在、本町の観光振興につきましては行政、 そして観光協会、そこに加盟する団体それぞれが、それなりに私は連携を持ちながら推進 がされているというふうに考えております。しかしご案内のようにもっとですね、中身の 濃い協議会、あるいは協議、議論等々が進めていく必要があるだろうというふうに、それ は考えておりますので、今、答弁させていただいたとおり、今後ですね、一層それらの推 進について検討していきたいというふうに思っております。本町の復興、数十年の観光の 入り込み等々についてはご案内のように私は確実に増えてきているというふうに思ってお ります。60万と言われた時代から今は80万という状況になっておりまして、町は農業 と観光、そして教育をですね、このまちづくりの大きな柱に据えてですね、これらを有機 的に結び付ける地域観光というものも、今、考えているところでありまして、今、お話の とおり町にもいろいろな先駆的な取り組みがされております。バイオプラントにしてもそ うでありますし、それらの再生エネルギーを使っての事業の展開、さらには環境省が今、 行なっているいわゆるサプライズチェーン事業としての水素関係、これらをですね、私は 然別湖を核にした本町の観光に加えてですね、平場にあるそうした資源の横のつながりを 持ちながら前面に押し出していく必要があるというふうに考えているところであります。 プラントにはですね、ガイドというような性格を持った職員も配置をする予定もしており まして、これは本年4月からですね、そういう方向で一層ですね、これらを観光資源とし て学習の場所として、あるいは環境、エコな鹿追町の実現ということに向けての取り組み としての体制作りをしていきたいというふうに思っております。そしてあの私はなんとい

ってもですね、他から訪れる方等々が一体何を求めてですね、地域に来るのかということ についての、やはりそうしたニーズに対する調査も必要というふうに思っているわけであ りますが、一昨日、2本の旅行業者の幹部の方、副会長さん2人、それから専務理事さん、 それから理事の方が10名くらい本町にお出でをいただきました。これは今回の災害によ って被災をした地域のいわゆる風評によってどういう状況になっているのか、あるいはイ ンフラ等々がどうなっているのかということについての視察と調査ということで来たわけ でありますけれども、おっしゃる話を聞いているとやはり道東、十勝とそうした情報につ いてはほとんど入ってこないというのが中央にいるとですね、感じると。報道機関等々に ついてはいろんなアクシデントがあったことについては報道するけれども、それが復旧を して今は問題なく観光客の皆さん方を受け入れるということについてもですね、実は入っ てこない。従って今回の台風等々で然別湖なんかについてはですね、やはり道路がこうだ とか、あるいは水道施設がこうだとか、ということで休んでいるのではないのかと。お客 さんの受け入れを中止をしているのではないだろうか。そういうような話は風評として入 ってくるけれども、来て見てすでにそれは復旧しているという状況については、やはりな んらかの方法でですね、今度、知らせていく必要があるのではないかという指摘もいただ きました。もう1つ、十勝のあるいは北海道の観光についてはなんといっても食であると。 本州方面の方はですね、北海道の食に憧れて来ていると。しかしその食もですね、どちら かといえば海産物、これをですね、大体の北海道の方は北海道の食として非常に前面に出 しているけれども、実際にはそうだろうか。やはりこの十勝、道東、畜産のメッカであり、 そうした食をですね、どれだけ前面に出しているのかということになると、例えば私は懇 談のときにですね、出てきたご馳走一つをとってみてもですね、ほとんど農畜産物の陰が 薄い。刺身だとか、少しがんばって貝がのっているだとか、ホタテの云々がのっていると か。そういう状況でここに鹿追の酪農という臭いはほとんどしないというようなご指摘を いただいて、なるほど、ご指摘のとおりと、私も唖然としたわけでありますけれども、し かしそれが実態であるということについては我々もう一回、認識を新たにしてそれらをど う出していくかということについて考えていく必要があるだろうというふうに思っており ます。いずれにしてもそうした多くの方がですね、入ってくる、そして今、インバウンド ということで日本には3,000万人を目標にしているんですけれども、さらにはオリン ピックを契機にして4,000万にしようという話もございます。それは当然ですね、こ の鹿追町の観光にとっても大きなターゲットでありますので、これについての配慮もして

いきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

畑議員。

○3番(畑久雄)

広い範囲、あるいは大きなところからご意見をいただきましたけれども、鹿追のね、も っとわが町の良い所を今、どうやって皆さんに知らせるか。情報を流すか。ホームページ もあります。だけれども私はそれも良いんですけれども、できればチラシを1万枚くらい 作ってね。各いろんな団体に送って、そういった団体から観光とは別に視察という面から も客寄せといいますか、来訪者を多くするという、これはそんなに予算が掛かるもんじゃ ないんですけれども、そういったことも大事じゃないのかと。お年寄りになるとなかなか ホームページを見る機械というのか、そういう機械を扱うチャンスが少ない。若い人には 分かるんでしょうけど、お年寄りには分からないという。しかし、年寄りは非常にあのな んといいますか、生活がそんな若い人ほど切羽詰まっていない。いろいろ時間があるとい う面からもぜひチラシの広告というか、チラシをまくというか、そういう作業も私は大事 だと思うんですよね。そういったこと観光にも匹敵するんでしょうけれども、ぜひそうい うそのこういった宝を前面に出してわが町にはこういう宝があります。ぜひ来てください。 そして研修でもこういったことを説明しますよと、そういったことを前面に出してやっぱ り、ぜひこの町で泊まってもらう。あるいは食事してもらう。あるいは資料を出せば資料 代をいただくという、そういった面も非常にほかの方では多くなってきてます。現在わが 町ではそういったことがあまりなされていないように聞いております。例えば研修に来ら れた方に一応、資料として提供する、そういった資料に対してもお代金はいただいておる のかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長(埴渕賢治)

答弁、西科商工観光課長。

○商工観光課長(西科伸之)

お答えいたします。先ほどのチラシの関係でございますが、やはりチラシとなるとどう しても近隣町村、この辺がメインになってしまいますが、やはり議員おしゃったとおりに ホームページ等になりますと全国至る所でいつでもどこでも24時間、見ることが可能で あるのでその辺を重視しているわけでございます。確かに議員おしゃるとおり、年配の方 がなかなかそういうホームページだとかそういうもので情報をキャッチできないということでございますんで、その辺も含めた形で情報発信について検討させていただきたいと思います。また先ほどおっしゃいました研修視察におきましての資料代の料金設定ということでありますがジオパークについては取っておりません。ただあの中鹿追のバイオガスプラント、こちらの方については一部、確認していませんけれども料金を取っているような形でございます。以上であります。お一人さま、資料代として300円取っているということでございます。以上です。

○議長(埴渕賢治)

再質問ありますか。畑議員。

○3番 (畑久雄)

チラシでもまく範囲をね、現地じゃない各地方公共団体、特に視察なんかが多い。わが 町はそういう行政の面では本当に先頭に立って走ってますよね。そういったところにやっ ぱり、ぜひそういう範囲を広げて一カ所5部くらいをチラシに入れて送ってあげると、そ ういうようなことが実際に行われておりますのでね、この町でもそういう範囲を広めたこ とをやってはどうかとそう思います。それで一言、ホームページもよろしいんですけれど も、できるならそういうチラシをまいて一カ所に、例えば地方公共団体、どこかの町にで すね、送って5部ほどまいてこういう皆さんが見ていただく、見ても参考になるようなと ころをぜひということで客寄せというか、来訪者を増やすということ。その近隣町村だけ という限られたものではないと私は考えますので、その点よろしくお願いしたいと思いま す。2番の関係でこの地域資源というのはこのほか、たくさんあると思うんですよね。私 はただ例として何点か挙げましたけれども、この町、吉田町政はじまって20年近くなり ます。本当にすばらしい町になってきました。そういった面での非常にあの各町村の先頭 に立っているような事業が数多くあります。そういった面でもっと前面に打ち出しての事 業PR、そういったものが必要だと思うんです。3番については特にありませんけれども、 本当にあの確かその時代時代に応じて天候不順だとかね、いろんな災害があります。それ によって左右されますけれども、この町のその土台を崩すことなく、本当にあのPR第一 で行なっていただきたい。特にあの観光協会とかでは誕生日プレゼントでね、やってます よね。今年は11月でしたか。来たお客さまに3,000円を贈呈して町で買い物をして いただくというような、そんなようなイベントですけれども、確かに大きな予算でやって おります。だけれどもそれよりそんなにかからないで全国に知れ渡るようなチラシを、そ

ういう戦術も必要かと思うんです。その辺についていかがかと思いますんでお尋ねしたい と思います。

○議長(埴渕賢治)

畑議員、再度、答弁しますか。西科商工観光課長

○商工観光課長(西科伸之)

お答えいたします。先ほどのチラシの件と含めましてでございますけれども、やはり情報発信のあり方というものをもう一度、担当部局、もしくは観光協会とその辺を再度詰めていきたいと思います。またあのバースデーキャンペーンでございますけれども、議員おっしゃるように3,000円ということでございますけれども、ただ分析している限りでは3,000円、それで終わっているのでなく、3,000円プラス平均単価で約プラス1,400円、これらを町内で消費されているということでそれなりの観光客の魅力的な発信、また商工業の発展にも寄与しているのかなと思っております。以上でございます。

○議長(埴渕賢治)

告田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

一つだけ、今後のさらなる取り組みとして、今あの農林水産省で食と農、農業の農、これの継承地ということで全国5カ所ですね、選定をして取り組みがされるようであります。その中に北海道は十勝、本町も入っておりますけれども8町村が今後ですね、その域内としての取り組みを進めていくと、これは主としていわゆるインバウンド、外国に向けてのものになるわけですけれども、日本の和食というものがユネスコでね、文化遺産になったということも併記しながら取り組みをされるということでありますから、本町もですね、それに添ってのこともですね、そうした場所等々も利用しながらPRをしていきたいというふうに思っております。あの水素事業も今、進めておりますけれども、これらもですね、実はやはり全国的に本町が行なっているということについてはですね、バイオガスプラントと一緒になってどんどん広がっておりますから、そういう意味では今後ですね、受け入れをどういうふうにしていくのかということも重要であります。その場合に宿泊施設等々そういう受け皿がいったいどうなのかということも今、検討しているわけでありますけれども、いずれにしても私はこれからだと思いますね。いろんなこの資源が観光という、そういういわゆるこれまでの見るということだけの観光資源ではなくて、触ったり体験をしたりという観光資源としてのインフラが本町にはどんどんできあがってきている。それは

全国にですね、いろんな農水に行くと鹿追のこと知らない人がいないくらい分かっていただいておりますし、再生エネルギーということになれば経産省でもご存知であります。いろんなところで、そしてモデル地域として本町に年間2,000人を超える方が環境保全センター辺りには視察に来ています。この方々にね、どう私はサービスをね、していけるのか。来て見て帰るだけでなく、十勝川辺りに泊まる人が多いんですけれども、それを本町で泊めることがどうやったらできるのかということをですね、私はこれから考えていく必要があるだろうというふうに考えております。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

答弁、畑議員。

○3番 (畑久雄)

本当に前向きなお考えをお聞きいたしました。それに私は期待しておりますので、ぜひ 前向きに捉えてやっていただければと思います。以上、終わります。ありがとうございま した。

○議長(埴渕賢治)

これで畑久雄議員の質問を終わります。次に1番、山口優子議員。

○1番(山口優子)

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。標題、幼小中高一貫教育における学校給食のあり方について。ご答弁は町長にお願いたします。まずはじめに、毎日工夫された献立で、おいしい給食を子どもたちに提供してくれていること、また、食材価格が上昇してきている中、平成21年度より給食費を値上げせず、賄材料費の17%を町が負担してくれていること、地域の保育所への給食提供の開始、こども園においては、アレルギー対応食も提供されていることなど、町としての取り組みに、保護者を代表して感謝を申し上げます。近年、学校給食は、栄養の摂取のみにとどまらず、食育の学びの場として重要な位置付けにあります。そこでわが町の今後の学校給食のあり方についてお聞きします。1、アレルギー対応について。全国的に食物アレルギーを持つ児童が増加傾向にあり、個別対応が求められてきている。こども園では、にじいろ(旧保育園)の調理室からアレルギー対応食を提供しているが、小中学校においては、アレルギー食材の情報提供を行なっているのみである。当初、700食の想定で建設された学校給食共同調理場は、地域保育所やこども園の分が増え、現在およそ780食を提供している。アレルギー対応を想定した調理場ではないため、アレルギー対応食の提供は難し

いと思われるが、小中学生に対して、にじいろの調理室からアレルギー対応食を作って運 ぶことは可能か。また、アレルギーの子を持つ保護者も、同じ給食代を支払っているが、 例えば牛乳が飲めなかったり、代替食を家庭から持たせたり、毎年医師の診断書(有料) を提出しなければならない。保護者負担の軽減としてなにか支援できないか。2、新しく 建設予定のこども園の調理室は、アレルギー対応も想定した調理室が作られるものと思う が、そこから小中学校、また、地域保育所へアレルギー対応食を運ぶという考えがあるの かどうか。また、小学生未満の子どもたちに対しては、こども園も、地域保育所も同じ献 立にした方が、栄養バランスや味付けの面で望ましいと思うが、今後、地域保育所の給食 は新こども園の調理室から提供するのかどうか。また、新こども園の調理室ができ、共同 調理場の食数に余裕ができれば、高校生への給食提供の可能性があるのかどうか。3、共 同調理場はここ数年、恒常的に人員不足が続いている。人員に余裕がない中での運営は、 調理上のミスにつながりかねない。アレルギー対応も含め、食の安全の確保のためにも、 そこで働く人の職場環境は重要である。管理者は管理の仕事に専念、栄養士は本来の栄養 士の仕事に専念できるような環境をつくるためにも調理員の確保が課題である。職場環境 や待遇の改善、長く勤められるような環境づくり、また、欠員が出たときに速やかに応援 の人材を派遣することなどについて、町のとしての考えは。

○議長(埴渕賢治)

ここで、暫時休憩とさせていただきます。再開は、11時5分とします。

休憩 10時53分 再開 11時05分

○議長(埴渕賢治)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

山口議員からは、「幼小中高一貫教育における学校給食のあり方について」というご質問をいただきましたので、お答えをいたします。学校給食の起源については古く、明治22年というふうに言われております。昭和29年に学校給食法が制定をされ、今日に至っているわけでありますけれども、議員おっしゃるとおり、学校給食のねらいは、毎日を健康でいきいきと生活のできるようにするために、食事、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身に付ける必要があることを伝えることにあるわけであります。特に、心身共に成長発達の途上にある児童生徒にとって、栄養バランスのとれた食事を1日3回しっかりと摂る

ということは、極めて重要であると考えるものであります。しかし、近年、食物アレルギ 一の児童が増加をしており、平成24年12月には、食物アレルギーを有する児童が、学 校給食終了後にアナフィラキシーショック等々によって亡くなると、疑いでありますけれ ども、事故が発生をし、学校給食を提供する現場では難しい対応が迫られているところで あります。学校給食での食物アレルギー対応は、大きく次のように大別をされます。詳細 な献立表を示した除去食対応。これは学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に 事前に配付をし、これを基に、保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で、 学校給食から原因食品を除外をするという方法であります。さらには、一部弁当対応とい う方法もございます。弁当でありますから、家庭でそれらの物を除去をした弁当を持たせ る。あるいは代替食対応、アレルギーの原因食品を学校給食から除き、除かれることによ って失われる栄養価を、別の食品によって補うというものであります。これについては、 牛乳を学校給食から除外をするといった町も全国的には見受けられるところでありますけ れども、非常に厳しい状況があるかなというふうに思っております。本町の共同調理場で は、詳細な献立表を保護者及び学校に示して、原因となる食品を除外しながら食べる対策 を中心にアレルギー対応を実施をしております。さて、山口議員のご質問、1番目と2番 目については重なるところがありますので、併せてお答えをさせていただきますが、まず、 認定こども園にじいろで調理したアレルギー対応食を小中学校に対して運ぶことは可能か どうかということでありますけれども、現在、認定こども園にじいろにおいて調理し、認 定こども園あおぞらに運んでいるアレルギー対応食は2食であります。この調理スペース は極めて狭く、現状の対応に加え、小中学校の児童生徒のアレルギー原因の異なる対応食 を調理することは、食材の混入等による事故などの発生が高くなると予想されることから、 現状では小中学校用のアレルギー対応食を提供することは極めて厳しいというふうに考え ております。また、新たに建設をする認定こども園に、認定こども園とへき地保育所の給 食提供とアレルギー対応食の調理について、今現在、どうあるべきかについて検討してお りますけれども、小中学校用のアレルギー対応食を加えるか否か、あるいは、小中学校の アレルギー対応として共同調理場を改修をして対応すべきか、あるいは、アレルギー対応 は現在と同様に、除去食としての対応するか等々、さまざまな視点から検討しているとこ ろでございますけれども、今後におきましてもさらに議員のご指摘、あるいは多くの方々 のご意見をいただきながら検討をし、内容を深めていきたいというふうに考えております。 次に保護者負担の軽減策でありますけれども、本町で実施をしているアレルギー対応の除

去食の場合、食べることができない食材は取り除くか、全く食べないことへの対応であり ます。例えば乳製品アレルギーの場合、牛乳は飲みません。従ってこれらについての単価 等々については明確に出すことができる。しかしそれ以外の物については、金額としてど うはじき出すのか、難しい問題もあるわけであります。これについては、やはり保護者の 負担等々も考慮しながら、どうあるべきかについて、さらに検討をする必要があるという ふうに考えております。また最後の鹿追高校への給食提供でありますけれども、認定こど も園に造る調理室等々での配慮は可能というふうに考えております。しかし、今、本町で 懸案として挙げている看護学校等々へのこともですね、やはり想定をしておかなければな らないというふうに考えておりますと、今現在の普通科の生徒、加えて看護科が実現した として200名、教員入れるともっと多くなるというふうに思いますけれども、相当の食 をですね、高校のために提供しなければいけないということにもなるわけでありまして、 これは、高等学校の子どもたちのニーズ、そしてやはり高校の設置してある道教委、これ らともさらに協議をする必要があるのではないかというふうに考えておりまして、これら についての対応を今考えているところであります。最後に共同調理場の組織体制でありま すけれども、調理員の不足、これは今の勤務が短時間というか、フルタイムではありませ ん。従ってなかなかそうした時間単位での働いていただく方が得られないというのも現状 であります。一生懸命広報をとおして募集を重ねているわけでありますけれども、これに ついては、やはり働く時間の状況、そしてそれに対する報酬等々のですね、検討しなけれ ばならないということで、これについては近い将来改善をするためにですね、賃金の改正 もしていきたいということで、今、事務関係で検討をしておりますので、よろしくお願い を申し上げたい。ご指摘のとおりですね、栄養士あるいは管理する職員が本来の任務にで すね、専念できるようにしていくということが当然でありますので、そういうふうにして いきたいというふうに思っておりますけれども、やはり人件費というのは、いろんな角度 での節減、これも一方では大事であります。人が少ないから事故が起きるのが当たり前と いう考えでは、私はありません。少なければ少ないほどですね、緊張感をもって事に対応 すべしというふうに考えておりますので、これらについての教育委員会との関係もですね しっかりとやっていきたいというふうに考えておりますので、今後についてもよろしくご 指導をお願いをして答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

再質問ありますか。山口議員。

○1番(山口優子)

アレルギーを持つ子どもが増加しているということは、皆さん全国的に増加していまし て、アレルギー対応の給食の整備については、時代の要請でもありますし、今後取り組ん でいかないといけない課題であると認識します。子どもたちが安心して学校生活を送れる ような対応が必要ではと思い、今回一般質問のテーマとして取り上げました。平成26年 に、北海道教育委員会より学校における食物アレルギーの進め方が示されまして、北海道 の状況は10年前と比較してもアレルギーの児童が2倍に増加しておりまして、これは全 国平均に比べてもかなり上回っている状況だそうです。先ほど町長の方からもその対応と して、詳細な献立での対応、一部弁当の対応、除去食の対応、代替食の対応という対応の 段階があるというお話でしたけれども、現在の鹿追町の学校給食センターでは、献立表の 材料を確認して子どもが食べられないメニューのときは弁当を持参しているなど、個々の、 自治体が対応しているというよりも、どちらかというと個々の家庭で対応をお願いしてい るというのが現状であります。アレルギーのお子さんを持つ家庭では、毎日の朝晩の食事 からおやつから、毎日の食生活において細心の注意を払って食事の用意をして、大変ご苦 労されているのが現状ですから、保護者の方から学校給食においてもアレルギー対応の給 食を出して欲しいという要望があります。先ほど牛乳など単価の計算ができるものについ ては支援の方法も検討したいというお話でしたので、そういった支援を進めていただけれ ば保護者の方もありがたいのではないかと思います。学校給食は、食事というよりも学校 においての学校給食は、教材であるという認識が全的的な認識でありまして、その給食に おいて食育を進めると、国が平成17年に食育基本法を制定しまして、その食育の定義が 食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を 育てることとしています。これはもちろんアレルギーをお持ちのお子さんについても同様 で、ではアレルギーを持つ児童に対しての食育とはどういうことか。これはですね、アレ ルギーを持つお子さんが、将来にわたって自分で健康管理ができて、適切な食生活の習慣 が身につき、その自分のアレルギーに対する症状とその反応する食物を認識して、自己防 衛できるような力を育むということ、またそのアレルギーを持っていないほかのお子さん たちに対しても、そういう子が実際に存在して食物アレルギーで給食が食べられない児童 がいるということを皆が理解して、それを思いやりの気持ちで接する心を育てるというよ うなことだと思います。ほかの児童と同じようにアレルギーを持つ子どもが学校給食を楽 しんで成長していけることというのが理想であると、目標であると思います。アレルギー

を持つ子どもに対しての精神面でのサポートももちろんですし、今あの検討中であるというふうにご答弁いただいたんですけれども、鹿追町は幼小中高一貫教育ということを掲げていますので、こういう方針という統一した方針、指針というものがあって、そういう方針を明示した上で、その上で現在できることから少しずつ取り組みプランを作って進めていくという方向性というか、指針を明示する必要があると思います。その点についてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長(埴渕賢治)

答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

いろいろお話をいただきました。おっしゃられていることは私はすべからく大事だとい うふうに思っております。ただ私はアレルギーのこれほどですね、問題になる子どもたち が、まず増加をしている。これがいったいどうしたのかというのがね、根本的なところで すね、やっぱりこれ北海道、国、一緒になってね、もっともっと掘り下げる必要があるの ではないか。アレルギー等々については、いろんな見解を持ってお話をされる方がおりま す。例えば昔は私が小さいころはですね、土のついた下に落ちたすももをね、拾って自分 のここでね、さっと拭いて食べた。それでお腹を痛くすることもなくいたと。それから、 ある学者がこんなことを言ってました。お腹に虫がいなくなる。寄生虫ですね。これらが ですね、実はアレルギー体質というものをさらにいなくなったことによる原因になってい るというお話をする方もおりました。言ってみれば無菌状況の中でね、いろいろなことが 出てくる。そうした環境の中で子どもたちは今現在生活をしている。これをですね、基本 的に放っておいて、そしてアレルギーの体質を持った子どもたちがこんなに増えているの だからという対処療法で果たしていいのかどうかということであります。こういうことも ですね、私は今後いろんな場所で議論されなければいけないのではないかという感じをし ているわけであります。そこで、実際に実在をする子どもたちへの対応についてはですね、 今おっしゃられたように、本町は小中高一貫教育、加えて幼保一元化の中でですね、本当 に小さい時から鹿追の子育て、そして教育のあり方について進めているわけでありますか ら、統一の方針ということでありますけれども、これについては、教育委員会等々とも十 分協議をしながら、どういう方向で、どういうふうに統一をすべきなのか、どうあること が効果として出る、方向性を示すことができるのかですね、しっかりと検討していきたい と、取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(埴渕賢治)

山口議員。

○1番(山口優子)

はい、よろしくお願いします。あちらの町に移住したいのだけれども、あちらの町では、 アレルギーの対応の給食を出していないから移住することができないとか、アレルギーの 対応をしていない市町村からしている市町村への引越しというのを考えられている保護者 の方もいるそうで、そのぐらい当事者にとっては重要な問題でありますので、自治体とし てもそれに対応するべく取り組んでいただきたいとお願いします。アレルギーに対して先 ほど町長、対処療法で良いのかどうかというようなお話もありましたけれども、近年アレ ルギーに対する診断とか治療も大きく変わっていまして、以前は厳格に除去をするという 方針だったんですけれども、最近は徐々に体を慣らして食べられる範囲を少しずつ増やし てアレルギーを起こさない体に慣らしていくというような方針に、お医者さんの医学会の 方でも変わってきているようですので、そういった対応も注視しながら鹿追町でのあり方 というのを考えていかないといけないかなと思うんですけれども、献立の工夫についてな んですけれども、アレルギーを持つ子どもさんの、精神的なサポートというか、見た目が ほかのお子さんたちと同じような物を食べるということが重要だそうなんです。それで、 献立上の工夫で、今現在、栄養士さんは給食の献立のうち、全てが除去食とならないよう に、献立を考えてくださっているというふうに伺いました。それはすごく素晴らしい取り 組みだなと思うんですけれども、栄養士さんが現場に行って見る、アレルギーの子だけじ ゃなくてですね、給食全体について学校給食の現場へ行って子どもたちの様子を見てみる ですとか、子どもや保護者にアンケートを実施して現場の声を聞くですとか、また、こど も園の栄養士さん、学校給食調理場の栄養士さんと2人いますので、その献立の作成のた めに会議などを開いて、協力しあって連携することもできるのではないかと思いますし、 人口規模の小さい町だからこそ顔の見えるきめ細かいやりとりができるのではないかなと 期待しています。また、鹿追町には食生活改善推進協議会というのがありまして、略して 食改さんというそうなんですけれども、こちらの方たちが37人もいらっしゃいます。子 どもはりきりクッキング教室とか、中学校へは郷土料理の授業などへ行かれているという ふうにお聞きしました。これは、地域の食育を進めるにあたってとても良い取り組みであ ると思います。こういう方々がいることが鹿追町の資源だと思いますので、本来であれば 栄養教諭が学校現場へ赴いて食育をするというのですけれども、鹿追町には栄養教諭は現

在おりませんので、こういった食改さんなどに食育の取り組みを進めてもらうというようなことも考えられるのではないかと思いました。献立の工夫と栄養士さんの連携、そして食改さんの活用について質問します。お願いします。

○議長(埴渕賢治)

答弁、大前学校教育課長。

○学校教育課長(大前健也)

お答えいたします。議員おっしゃっていただいたように、給食において全ての物、給食、 副食とかになりますけれど、何か例えば卵であったりすると、それが入った物の副食は全 て食べれないというのはですね、非常に子どもたちもかわいそうだというところから、私 どもの栄養士ですね、そのときに一つは除いても、ほかの物はちゃんと食べれるような、 そのような給食提供をしているところでございます。給食を作る現場でも慌ててしまって ですね、現場の方に行って子どもたちが食べている状況であったり、アンケートであった りというのはですね、実はできていないのが現状です。給食に関しましては、学校給食の 運営協議会がございまして、そこでですね、PTAの方々で構成しておりますけれど、そ こでご意見と、せんだって会議を開いてですね伺っているところですけれど、議員おっし ゃるとおり、子どもたち自身のですね、捉え方というものをですね、学校を通じては聞い ておりますけれども、現場に出向いて行うことも十分必要だというふうに認識をしたとこ ろでございます。食改さんの関係ですけれど、これについては、福祉課とも十分協議しな ければですね、私どもサイドだけではですね、答えられないところなんですけれども、ご 提案のような内容もですね、まずその前に栄養士ともですね十分協議していただいて、食 改さんに担っていただくものは何かということをですね、考えなければまず現場には出向 けられないかなと思っておりますけれど、素晴らしいご提案をいただいたと考えておりま すので、今後対応について検討してまいりたいと思っております。

○議長(埴渕賢治)

山口議員、再質問ありますか。

○1番(山口優子)

よろしくお願いします。アレルギーについてのリスク管理についてちょっと触れたいと 思います。現在、アレルギーの子どもさんがいるという事実がありますので、町長からは どうしてこのように増えているのか、昔はそういう状況になかったという、自分の私自身 も自分の子ども時代を振り返って見て、そういう状況ではなかったというふうには認識し ておりますが、現実に今、アレルギーのお子さんがいるということで、学校給食において 事故を起こさない、安全性というのがやはり最優先されるべきだと思います。アレルギー を持つ児童に誤ってアレルギー食物を食べさせるようなミスを起こさないように、確認作 業を確実に行うということはもちろんです。ただ、現場の先生や学校だけにこの対応を全 てお任せするというのは、私はちょっと無理があって酷だと思いますし、必要なのは自治 体と教育委員会が当事者意識を持ってこの問題に取り組むことだと思います。ただ、とは 申しましても、緊急時に対応する現場という所、学校の先生たちの研修というのは欠かせ ないと思います。緊急時に適切な対応を行うように、教職員全体の共通理解が必要だと思 います。緊急時にアレルギーを持つ児童が持っているエピペンをそこに居合わせた教職員 が打つことは、緊急時であれば医師法には触れないというふうにされています。教育長に お伺いします。全ての教職員がエピペン使用についての正しい知識と、緊急時に身近にい る職員が適切な行動を取れるように、緊急時を想定して救急搬送までどのような症状の時 にエピペンを打つのかとか、適切な対応が取れるような訓練を行うこと、現場を預かる担 任には、必ず研修を受講していただくことというのを徹底していただきたいと思います。 こちらの研修についてどのように取り組むのかお伺いします。

○議長(埴渕賢治)

答弁、大井教育長。

○教育長(大井和行)

ただ今ご質問のありました関係でございますけれども、直近では、今年の7月ですか、 鹿追消防署の署員を招いてですね、小学校の教員を対象にしたですね、アレルギー対策と 申しましょうか、の部分での専門研修、これを実施をさせていただいているというような ことでございます。詳細につきましては、担当課長の方より申し上げさせていただきたい と思います。

○議長(埴渕賢治)

大前学校教育課長。

○学校教育課長(大前健也)

ただ今、教育長より答弁させていただいたとおり、鹿追町では教職員の研修を町の教育委員会独自に年に2回開催しております。夏休みと冬休みということで、今年の夏休みのですね、教職員の研修にあたっては、AEDの使い方、緊急時においてですね、子どもたち、消防の方にですね、ご指導いただいたんですけれど、その折、エピペンの使用、どう

いった状況になったときに声を掛け、様子が変わったとき、このときにすでに打たなければ駄目だということでご指導いただいてですね、これを全ての教員が参加しておりませんので、学校においてもですね、この内容をですね、十分に伝達してくれということで、研修会は開催したところでございます。

○議長(埴渕賢治)

再質問ありますか。山口議員。

○1番(山口優子)

了解いたしました。全ての先生方に、もれなく研修を受けていただけるようにご指導い ただきたいと思います。項目3の学校給食共同調理場の人員不足についてなんですけれど も、数年前からちょくちょく耳に入ってくる話題でありまして、恒常的に人員不足が続い ているというふうに伺っています。町の方でも一生懸命募集をしていても、ニーズと合わ ないなどの理由で、なかなか人が集まらない。また、就職していただいても長続きしてい ただけないというふうな現状があることは、もちろん私も認識はしているんですけれども、 やはりあの、先ほど町長は人が手が足りないから、それだったらなおのこと緊張感を持っ て仕事に取り組む、もちろん私もそのとおりだと思います。ただやはり、人員に余裕がな い中で運営すると、本来しないようなミスですとか、そういうのも誘発しやすいと思いま すので、人員の補充はお願いしかできないんですけれども、よろしくお願いしますと。も し、お仕事が体力的にきついということで辞めていくということであれば、一部を業者に 委託するなり、代替のパートさん、緊急時のパートさんをお願いするなり、また、働き方 に問題があるのであれば、12時までの調理業務と、13時から16時までの洗浄業務に 分けて募集するですとか、課題が、調理員が長続きしないということであれば、どうして 長続きしないのかという、その問題を解決しないことには、検討しないことには、根本的 な問題の解決にはならないと思いますので、しっかりと取り組むとおっしゃっていただい たので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。現在も学校給食で地産地消の献立ですと か、地元食材の使用などをして、特色ある給食の取り組みをしていただいていることは理 解しています。生まれ育った地域の自分の子ども時代の給食の味の記憶というのは、とて も重要なものであると思います。鹿追町は農業の町ですから、自給率もものすごく高く、 全国から羨ましいと言われるような、そういう学校給食を目指して行ってほしいという私 の希望というか、お願いをして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長(埴渕賢治)

答弁求めますか。

○1番(山口優子)

いえ、大丈夫です。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

これで山口優子議員の質問を終わります。次に4番、台蔵征一議員。

○4番(台蔵征一)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして町長に答弁を求めるものであり ます。大きな爪痕を残した台風被害と今後の対策は、ということでご質問したいと思いま す。今年は春から天候が不順で農作物の生育に大きな影響があり、対策に追われる1年で した。地域の運動会をはじめ、町の大きな行事などにさまざまな対応が迫られました。今 年の8月、北海道はかつてない連続台風に見舞われ大きな被害が出ました。鹿追町も例外 ではありませんでした。8月17日の台風7号からはじまり、8月月末の台風10号まで 実に4回もの台風の接近でした。昭和56年の56災害以来、観測史上まれな大量の雨が 降りました。7月は低気圧の通過が多く、気温は低く、雨が多く、大量の水が土地にあっ たと考えられます。そんなときに連続台風が接近し、台風10号では一気に増水し、至る 所で水害が発生する大災害となりました。今、中鹿追で実施されている国営事業、昨年で 完成した美蔓高台地区のかんがい排水事業、さらに町内全体で多くの道営畑総事業が早く から町内で進められていたことで大きな災害にならなかったと考えられます。排水事業な ど水の対策が実施された地域と、そうでない地域がはっきりと分かるのも今回の災害の特 徴でもあります。最後の台風10号が通過する以前から、町はすぐに対策に動き出し、平 成23年の大雨で教訓となっていた瓜幕から笹川地区にかけての災害防止対策を実施する ことで大事に至らずにすみました。住宅の床上浸水も1件もなく、早い対応に町長を先頭 に全職員で対応していただいたことに改めて感謝申し上げます。今回の台風で、鹿追町の 全てが大きな災害を受けたわけですが、農地への冠水、停滞水等の被害や観光地の水害で 然別湖の水が泥水で断水しました。かんの温泉へ通じる道路網の寸断など被害は甚大とな りました。今後の復旧が気に掛かるところです。現況とその復旧対策の進捗状況が分かる と町民も少しは安心できると思います。さらに天候不順でそばの収穫量が激減し、大きな イベントの一つであるそば祭りも実施できませんでした。今後の対策はまだまだこれから ではあると思いますが、町長を先頭に一生懸命進めていただいております現在の対策がど のような事なのか、鹿追町がこれから躍進するための方向性をお伺いしたいと思います。

○議長(埴渕賢治)

答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

台蔵議員からは、「大きな爪痕を残した台風被害と今後の対策は」と題しまして、ご質問 をいただきましたのでお答えをさせていただきます。今年の春先から非常に天候が良かっ たというふうにも言われておりますけれども、非常に湿害等々は心配された状況であった というふうに思っております。そうした中で、8月17日、31日までの総降雨量は45 9ミリということでありまして、平年の降水量である930ミリの約半分が短期間の間に 降ったということであります。その結果、この間のような、いろんな被害があったわけで ありますけれども、私はそうした中でも先ほどからお話があるとおり、基盤の整備等々が 行われたところについては、非常にそういう中でも安定をしていたなというふうに思って おりまして、改めて基盤整備というものが単に農業だけの問題ではなくて、防災という視 点でも大きな役割を果たしているというふうに理解をするものであります。また、かんの 温泉へ通じる道道然別峡線や道道然別湖糠平線など、橋や道路が至る所で決壊するなど交 通網にも大きな被害が出たところでございます。町では台風7号の上陸後、特に水の流出 が多かった笹川地域において、住宅への浸水被害やさらなる畑への浸水被害を防止するた めに、豪雨、強風の中でありましたけれども、排水路の確保などに努めたところでありま す。このような対応も講じた結果というふうにも思いますけれども、お話のとおり住宅へ の浸水、床上というのは1件もなくですね、抑えることができたというふうに思っている わけであります。また、10月上旬には帯広開発建設部長、あるいは十勝の振興局長に対 して、その後の排水等々についての支援事業の展開について要請を行なったところであり ます。これについては、議会の皆さん方、あるいは農業委員会、あるいはJAの方、商工 会等々一体となっての要請を行なったところであります。今後につきましては、今回整備 をした笹川地区の排水路、これらの一部拡幅と共に、地域における新たなる明渠排水の確 保など、国、あるいは道と進めていく予定でありますけれども、これについては、やはり 時間の問題という部分もございますので、さらにですね、関係機関に対して強く要請をし、 排水路等の確保については、特に強く早急に行なっていただくようにお願いをしていると ころであります。一部すでに測量が終わり、年明けになると思いますけれども、事業の実 行ということも今、協議をしているところであります。また、今回の水路の確保では、道 営事業として西瓜幕、瓜幕の西21号排水路等については、さらにですね、新年度によっ

て予算の大型な確保を行なっていただき、整備のですね、促進をしていただくといいうこ とで協議をしているところであります。ご指摘の然別湖畔の簡易水道の関係につきまして は、これまで砂ろ過方式であったわけでありますけれども、土砂の流入によって取水が沼 から水を取っているということで、詰まってしまうような状況ができて、いわゆる砂ろ過 もできなくなって、ご案内のようにですね、下から水を運んで急場をしのいだという状況 でありますけれども、これをですね、膜ろ過に切り替えて、新しい機械を入れて今対応を しているところであります。しかし、これについては、ご案内のように膜ろ過に変えたけ れども、設置場所等についてはですね、あくまでも仮の場所ということでありまして、こ れは今後ですね、あそこの水道全体の老朽化と併せてですね、やはり更新の時期というふ うにも考えておりますので、それらに対する対応をですね、今、補助金の確保等も考えな がら進めているところであります。内容としてはですね、ろ過のバックアップの整備であ りますけれども、設置場所の建屋等々の建設もやっぱり出てくるだろうというふうに思っ ております。排水池回りの周辺のですね、整備、取水口の関係、これらについても今回応 急的な対応で、今、しのいでいるという状況でありますけれども、早急に予算が確保出来 次第ですね、取り組む予定をしております。さらには然別、山田温泉、そして糠平へ抜け る道等々についてでありますけれども、これもですね、今、大車輪で対応を考えていただ いております。かんの温泉の関係については、私の方からも強くですね、年内、せめて車 が行けると、お客さまへの対応はできないにしても、やはり、現地がですね、どうなって いるのか、経営者については、自力で、徒歩で上がって行ったという話を聞いておりまし て、ある程度の状況は押さえておりますけれども、施設に土砂が入っているという状況の 中で、極めて経営者としては心配な状況にあるわけでありまして、営業も道路ができるま ではできないという状況でありまして、それらをさらにですね、復旧を早めるためにも、 全力で取り組んでいただくように、関係の機関に対しては強く要請をしておりますし、今日の 後もしていく予定をしているところであります。いずれにしても、今回の災害がですね、 本町の場合、特に山間部等々に大きな影響をもたらしているという状況を踏まえて、将来 における対策をしっかりと取っていくことが肝要と考えておりますので、今後ともよろし くお願いを申し上げて答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

台蔵議員、再質問どうぞ。

○4番(台蔵征一)

細かく現状の対策が行われていることに対して説明をいただき、ありがとうございます。 実はこの今回の被害の中で、川下の方にあたります鹿追市街地域、特に鹿追高校の近辺で すね、笹川から鹿追地区、それから鹿追市街の方へということで水が流れたわけですけれ ども、町民一般の方もせっかく作った野菜畑が水で流れてしまったというお話も伺ってい るところであります。特に私も今回災害になってすぐ現地へ入って見て、なるほどこれで はというふうなことがですね、瓜幕から笹川にかけての国道274の直線の道路排水がで すね、排水がないんですよね。水が流れるように作ってないと。それはまさしく下の方で 始末する対策を打っていないということなので、その場しのぎの浸透桝を所々に作って、 水を地下に一時入れてしのぐという対策しか開発局はとってくれなかったということが、 私も改めて今回確認することができました。先ほどから町長お話いただきましたようにで すね、これはぜひ開発の方にしっかりとお話をいただいて、川下の方からしっかりとした 整備をすることによって、川上、笹川の北笹川から瓜幕の方へですね、しっかりとその水 を下の方へ持っていけるような考え方をですね、とっていただきたい。当然、町の職員含 め、町長も始めそのことは十分開発と協議されて検討されて先ほどお話ありました、測量 も一部していただいているということもありますので、どうぞあの、そこのところ町の力 でしっかりと安全なまちづくりに向けていけるようにですね、さらなる強い要望を出して いただきたいというふうに思います。あとですね、今回も台風のときに然別川が氾濫とい うか、そこまでは実質いかなかったんですけれども、堤防のブロックがあって、その上を 土嚢、土嚢というか、土で堤防を作ってあるわけですけれども、柳の木、雑木がですね、 大変あの35年くらい河川改修してからたっているわけで、この議場の場でも他の議員さ んからも再三そういうお話もあったわけですけども、今回も非常に瓜幕の西瓜幕橋辺りは ですね、非常に危険な状況まで増水しておりました。その雑木がやはり橋につかえるくら いまでなって、今回大事にいたらなかったわけですけども、これは土現の管理かというふ うに思いますけれども、どうかあの、今年のような災害がまたいつ来るか分からない状況 の環境になっておりますので、どうぞあの、力強いお言葉で要望を出していただいて、雑 木処理も早急に進めていただきたいというふうに思います。あと、町長も触れていただき ましたけれども、瓜幕西28線水路、これ平成23年の5年前の水害のときにですね、大 氾濫を起こしまして、笹川地域の方に甚大な被害を及ぼしたということを、作況調査の折、 農業委員さん、議員さんに見ていただいて確認し、その後道営の事業に乗せていただいて 現在進行中でありますけれど、どうぞこれも北の方から来ている水、一度21線で止めて

ですね、大きな災害に至らないような方法をですね、ぜひとっていただいて、鹿追が安全 なまちづくりとして進んでいくようにどうぞお願いして私の質問を終わりたいと思います。 最後に町長、ひと言ご答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長(埴渕賢治)

ここであの、お昼に差し掛かりますので、このまま会議を続けさせていただきたいと思います。答弁、吉田弘志町長。津田建設水道課長。

○建設水道課長(津田祐治)

台蔵議員さんの質問に対してお答えをさせていただきます。まず、高校の周辺の水路の 関係、これにつきましては、現在のですね、やはり水路もやはり、まず水路、現在のもの がきちっと流れるようにするというのが一番、ひとつ大事だと思うんですね。その辺をま ず確実に確保していきたいと。それからですね、現在これから農業の方でやられる上から の水をですね、やはり6線だとか5線の方でですね、西の方に抜いていくと。まず大きな 水をくい止めるというような構えでいったら良いんじゃないかというふうに考えておりま す。またあの国道のですね、取り付け道路の横断管が入っていないということで、この辺 についてはですね、開発の方に強く要望していきたいというふうに思っております。それ から、二つ目のですね、然別川の氾濫がこの柳の木ということでございますが、これにつ いてはですね、昨年度から下の方から大体500メートルくらいずつですね、鹿追橋の方 から進めておりましたけども、このペースではとても間に合わないということでですね、 やはり重点的に酷い所を先に進めるべきというとで、私も全部確認いたしましてですね、 今年度は西瓜幕橋の所を早急にやって欲しいという話をですね、春の要望の時にしていた ところでございます。ただあの、実際ですね、水の少なくなった時期にこのことについて は対応していきますので、今回ですねもう一度建設管理部の方にですね、話をしていきた いというふうに思っております。私の方からは以上です。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

実務的な部分での国、道との対応については今、課長の方からお話したとおりであります。いずれにしても今ですね、こういう状況が北海道、そして十勝鹿追にもですね、頻繁に私はそういう状況に出てきているなと、これは一体どうしたことなのかということになるわけでありますけれども、言われるとおり私は地球温暖化等々によって、やはり地域性、

あるいはそういうものがですね、集中して部分的に影響が出てきている。そして、そのことがですね、世の中の全てに影響して今日のような状況が乱されているということでありまして、災害がですね、単に農作物、自然破壊だけではなくて、人間が住んでいる環境、そして観光、教育にまでですね、影響しているわけですけれども、本町が今エコなまちづくりということで、農業を中心とするまちづくりをしております。家畜尿の問題等々、そして今、水素ガスの環境省との協調を打ちながらの開発、これのですね私は将来に備えての対応というふうに考えているわけであります。私どもはやはり地球規模でのですね、やっぱりこういう災害に対する取り組みというものをですね、しっかり中心に据えた行政の推進というものが必要ではないかと、そして、自然をですね変えるというのはなかなか難しい、しかし温暖化を防止することはやはり人間の努力によって可能なわけでありますから、そういう生活のあり方等々を含めて考えていく必要があるんだろうと、今回の災害については想定外といって私はいるのではですね、対応にならないというふうに思っているので、こういうことはこれからも毎年来るのではないかという思いで私は皆さま方と一緒になって鹿追のまちづくりを進めていかなければならないというふうに考えているわけであります。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

これで台蔵征一議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

散会12時10分

平成28年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成28年12月21日(水曜日) 午前10時00分 開 議場所 鹿追町議会議場

日程 1 所管事務調査報告

〔総務文教常任委員会〕

日程 2 所管事務調査報告

〔產業厚生常任委員会〕

日程 3 所管事務調査報告(最終報告)

〔こども園建設等調査特別委員会〕

日程 4 発議第 2号 大雨災害に関する意見書

日程 5 発議第 3号 JR北海道への経営支援を求める意見書

日程 6 発議第 4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見

書

日程 7 議案第 96号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

日程 8 議案第 97号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第10号)

について

日程 9 議案第 98号 財産の取得について

日程10 委員会の閉会中の継続調査申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員 2番 武藤 敦則議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員

- 4 欠席議員(なし)
- 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田弘志

農業委員会会長 櫻井公彦

教育委員会教育長 大井和行

代表監查委員 野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本新吾

総務課長喜井知己

企画財政課長 渡 辺 利 信

農業振興課長 菅原義 正

建設水道課長 津田祐治

商工観光課長 西科 伸之

兼ジオパーク推進室長

福 祉 課 長 佐々木 康 人

瓜幕支所長 檜山敏行

病院事務長 菊池光浩

子育てスマイル課長 浅野富夫

消防署長内海卓実

会計管理者 松井裕二

総務課総務係長 武者正人

企画財政課財政係長 佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 大前健也

社会教育課長 浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長 櫻庭 力

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 黒 井 敦 志

書 記 坂井克巳

平成28年12月21日(水曜日)午前10時00分 開議

○議長(埴渕賢治)

これから本日の会議を開きます。ここでご報告いたします。島かおる町民課長より所用のため本日の会議を欠席する旨の届出がありました。以上で報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1

所管事務調査報告

○議長(埴渕賢治)

日程1、所管事務調査報告を行います。総務文教常任委員長から所管事務調査報告書が 議長に提出をされておりますので報告を求めます。加納茂総務文教常任委員長。

○5番(加納茂)

所管事務調査報告、本委員会は下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたしま す。調査期間、平成28年10月3日、10月5日までの3日間とします。調査地、調査 項目、東川町、移住、定住促進及び地域の活性化への取り組みについて。沼田町、雪と共 生するまちづくりについて。石狩市市民図書館、地域の拠点を目指した図書館運営につい て。千歳市防災学習センター「そなえーる」、住民への防災意識高揚の取り組み、自主防災 づくりの活動について。平取町、「町民税1%まちづくり事業」について。以上でございま す。参加者は記載のとおりでございます。次、視察先、各町村の視察先はお目通しを願い まして、考察を読み上げます。東川町、人口が7,000人を下回った町が、さまざまな 施策により21年間かけて8,000人台まで回復させた。写真文化によるまちづくりは、 広い範囲の町民が関わっていくことを念頭におき「写真のまち」「写真文化首都」を宣言し 推進を行なってきた。写真甲子園等イベントを通じて、町民が地域資源や風景等、まちの 魅力を再認識し国内外からイベント等で訪れる一流の写真家や高校生、企業関係者等との |交流を通じ、さまざまな形でのPRやイメージアップが図られている。「写真のまち宣言」 し、行政職員にもスピード感のある仕事により、役場、JA、商工会、ボランティア団体 等が協働によるまちづくりを行なっている。また、不妊治療の無料化等各種事業に対して 将来への投資として多額の公費負担も行なっている。東川町の独特なまちづくりスタイル を参考にしながら鹿追町においても地域にある素晴らしいものを再認識し、再発見し、情 報発信をしていく必要がある。次、沼田町であります。炭鉱の基幹産業から農業を基幹産 業とし、著しい人口減少と高齢化率41%の町に変貌はしているが、年間イベントの柱と して行われている「夜高あんどん祭り」をはじめとし、住民自らの発案と実行を町が支援 する施策は多くの視察者を呼ぶことになっていると思われる。全国的に人口減少を余儀な くされながら、少ない人口なりに豊かなまちづくりのため、どこの自治体にあっても同じ ようにその努力は相当なエネルギーを必要とすると実感しました。沼田町の行なっている 夏、冬共に豊かな自然を楽しみながらのまちづくりは、その実態を学ぶものに値するもの である。次、石狩市市民図書館の考察でございます。この図書館は前述のとおり「図書館 のなかに街を作る」ことをコンセプトとし建設された図書館であります。図書館は一般的 に静寂を保つ施設となっているが、ここは玄関から入るとホールには喫茶コーナーや野菜 の販売、市民活動のために訪れた住民が行き来しにぎわいをみせている。またパソコンの 持ち込みや飲食自由等、居心地の良い環境、雰囲気を作り出しており、平成27年度には 24万6,000人が訪れている。多目的に利用できる施設を兼ね備え、細部に亘り工夫 がされているが、総工費29億5,000万円という多額の予算を投じている。本町にお いても今後建設計画を進める中で多くの住民が参加できる環境づくり、幼児期から本に触 れる機会の充実が求められることから、時間をかけて基本となる計画を進めていく必要が ある。次、千歳市防災センターであります。防災は自分のことは自分で守る「自助」、町内 会等小さなコミュニティで助け合う「共助」、国や市町村からの支援である「公助」を、日 ごろから意識付けすることが重要である。千歳市はこの施設を防災の中心施設として位置 付け、災害を「学ぶ」「体験する」「備える」をテーマに、災害の疑似体験や防災学習を通 じて、市民の防災に対する意識を高めている。総合的な防災学習施設であり、災害時には 本部としての機能を有するが、総工費が21億円と多額であり、各市町村が建設すること は困難と思われる。機会があれば各種団体や個人等が見学、体験等で訪れ、意識高揚に役 立てて欲しいと考える。鹿追町では各行政区に防災委員を配置し、平成27年度は約40 0人の住民参加のもとで、防災訓練を行なった。鹿追町は比較的災害が少ない町ではある が、今年8月の大型台風は今までの経験を超えた状況であった。100年に一度という想 定外の災害に備え、講座、イベント、訓練等による防災意識の向上の取り組みが必要であ る。次、平取町でございます。小規模の各自治体ではさまざまな政策で活性化と人口維持 に苦心をしている。平取町ではトマト栽培という大きな面積を必要としない農業への新規 就農を進めており、数戸が定住した。この町民税まちづくり1%事業を活用し、定住した 就農者たちが都市圏で新規就農募集活動を行なった。しかし最近では事業のマンネリ化と ともに、新規提案事業が減少している状況であります。平取町では制度の見直し等工夫を しながら、今後も住民が自ら展開、利用できる特色ある事業として継続したいと考えてい る。また住宅リフォーム促進事業では、手厚い住宅政策で定住促進を図っており、町民税まちづくり1%事業とともに今後も注視していきたい。総合考察であります。全体を通して視察先の各市町村ともそれぞれに与えられた条件のもとで町の活性化に向け、積極的に取り組んでいた。そのことが住民に理解され定着していく中で、内から、また外からも魅力的に映り、町の代名詞となる政策として育む状況が見受けられた。各市町村では人口ビジョン、総合戦略を策定し、中長期的な視点に立ち目標や施策の方向性、具体的な施策によりまちづくりを進めている。今後、大きなテーマでまちづくりを行うことも重要であるが、身近な生活環境を整備し、日常の景観に配慮した居心地の良い環境づくりや災害に強いまちづくりが必要である。これからは地域の特徴や特性を生かした施策を展開し、住民とともにまちづくりに取り組む必要がある。以上でございます。

○議長(埴渕賢治)

以上で総務文教常任委員長からの所管事務調査報告の件は、報告済みといたします。

日程2

所管事務調查報告

○議長(埴渕賢治)

日程2、所管事務調査報告を行います。産業厚生常任委員長から所管事務調査報告が議 長に提出をされておりますので報告を求めます。台蔵征一産業厚生常任委員長。

○4番(台蔵征一)

所管事務調査報告、本委員会は下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。調査期間、平成28年10月17日から19日、3日間であります。調査地、調査項目、1番、苫小牧市、高付加価値品種の栽培の実態と熱源利用の取り組みについて。2番、三笠市、三笠市ジオパークの展示・運営について。3番、栗山町、農業後継者育成支援事業について。4番、北広島市、農福連携について。参加者は記載のとおりであります。調査の目的及び調査結果、1番、株式会社Jファーム、苫小牧市、調査目的として高付加価値品種の栽培・出荷の実態と経済的熱源利用の取り組みを調査し、経済効果や運営の実態を研修することにより、鹿追町スタイルのあり方を考える。1ページ下の方、考察であります。鹿追でも栽培作物については多種多様なものを検証することにより、将来展望やビジネスチャンスが広がり活性化と雇用の増加につながる可能性がある。同施設ではプラント施設の理解を深めてもらうために、見学者の受け入れ態勢が整っており職員の意識も高いものがある。鹿追町で成果を上げるためには、経験者の採用や担当職員の研修・教育が重要である。鹿追町での余剰熱利用による施設事業は、異常気象や天候に左右されずに安

定した生産ができ、通年の安定的雇用にもつながる。安心・安全な食品としての販売や学 校給食の活用が考えられることから、将来性の高いものであると考察する。」ファームに は鹿追町のバイオガス余剰熱利活用できる技術・アイディアがある。マンゴーのほかにチ エリモヤ(世界三大美果の一つ。森のアイスクリームと言われている。)などの高額な南国 のフルーツが栽培されていた。価格も高く珍しい品種はビジネスとして栽培してみる価値 があると感じた。また市場調査や事業者との連携も必要である。瓜幕バイオガスプラント は観光道路に隣接していることから、観光に寄与する事業を展開するべきである。2番目、 三笠ジオパーク、調査目的、ジオパークの先輩である三笠市の展示・運営を調査し、鹿追 の取り組みのあり方を考える。3ページ、考察、鹿追町も次のステップアップに向け、少 人数ツアーをはじめ、平場のガイドツアーの開発も行うなど、農業体験とジオツアーを結 びつけ、その後、然別湖ネイチャーセンターにつなげることも一つの方法である。ジオガ イド育成を進める構想はガイドの有料化の検討も含め、人材活用の場を広げる視点が必要 である。ジオをよく理解した人材が必要とされており、ジオサイトと農業の関わりを説明 できるようにすることも必要である。ジオパークが生み出す町の経済効果の分析も重要で ある。三笠市は移住促進のテレビCMを使い、観光協会と効果的な広告を研究し観光客の 増加につなげており、経済効果にも波及している。行政と商工会・菓子店との連携を進め、 イベントの出店にも力を入れている。鹿追町もさらにジオパークをイメージした広告や認 定商品の開発に力を入れることで経済効果が高まる。その結果で町民の理解が深まる。3 番、栗山町農業振興公社、調査目的、地域の財産である農業後継者の育成と、農業者等へ の支援を行うことで、地域産業の活性化を目的にしている。農業後継者育成支援事業を研 修し、鹿追町スタイルを探る。 4ページ、考察、栗山町農業振興公社は農業関係団体が一 堂に集合した業務体制を実現しており、効率よく各団体の役割が果たされる仕組みになっ ている。各支援事業は国や道の制度と町独自の助成を組み合わせることで、次世代の農業 を担う人材確保で意欲、能力を高めており、関係機関が集合している成果が現れている。 さらに公社が農地を所有し貸与する中間保有を研究することも一案である。鹿追町も農業 団体が一堂に集合し検討機関を設け、活力ある地域を存続させ、どう維持するか、そのあ り方について具体的に協議をスタートする必要がある。その中で後継者対策とともに新規 参入を目指そうとする人材に対して相談できる窓口が必要である。この組織のスタートに は第三者の指導を道などに派遣を求め、推進することも有効であると考察する。次、合同 会社竹内農園、調査目的、障がい者が適材適所で働ける鹿追町での農福連携の可能性を探 るため「福祉とともに歩む農業」を調査した。考察、合同会社竹内農園では福祉とともに歩む農業を志し、農福連携による新規就農を実現している。農作業の指示は福祉施設と委託契約を結び、福祉施設支援員が直接指導する契約が結果として効率的である。農地の借用についても良き理解者がおり、経営に共感する者がいることも大事である。鹿追でも農福連携の良き理解者を得て、バイオガスの余剰熱利用による野菜などのハウス栽培ができれば、高齢者や障がいのある人たちも通年働ける農福連携環境づくりが整うと考察する。以上です。

○議長(埴渕賢治)

以上で産業厚生常任委員長からの所管事務調査報告の件は、報告済みといたします。

日程3

所管事務調查報告

○議長(埴渕賢治)

日程3、所管事務調査報告を行います。こども園建設等調査特別委員長から所管事務調査報告書が議長に提出をされておりますので報告を求めます。加納茂こども園建設等調査特別委員長。

○5番(加納茂)

こども園建設等調査特別委員会所管事務調査報告、最終報告を行います。本委員会は下記のとおり終了したので報告いたします。調査機関、平成28年9月20日、12月21日。調査項目、こども園建設等に関する調査、報告者は記載のとおりであります。各施設の調査内容はお目通しを願いまして、最終ページにありますこども園のあり方(まとめ)を朗読いたします。動線と光熱費を考えた健康的施設を。今回視察した全ての施設が床暖によるはだし保育が行われていた。これは現代のニーズであり、子どもの健康への配慮によるものである。また2園ではヒートポンプ、太陽熱、太陽光を採用するなど、随所に光熱費等の経費節減対策が施されていた。音更こども園では保育室の南側に長いサンルーム(縁側)が配置され、十分な光の取り込みと遊戯室、午睡室としての利用が特徴的であった。空調設備は各施設とも整備されており、冷房設備も全部の保育室に設置されている所と幼児室、調理室のみのところも見られた。全館設備が望ましいと考えるが一部とするなら体温調整が難しい幼児期の保育室には必要であり、全体的に健康的施設が望まれる。次、建設面積と発表会場の考え方。視察施設の中には収容人数から見て施設全体が狭い所があった。補助金利用の関係で建物の大きさに制約を受けるケースもあるようだが、後の懸念材料にならないよう十分に検討する必要がある。各施設の特徴として廊下が少なく全体を

見渡せる構造が多く、子どもの安全に配慮している状況が見られた。設計上も床面積の無駄がなく効率的と思える。またプレイルーム、遊戯室は子どもが利用する上では十分と思えるが発表会等に利用するには広さに制限があると感じる。本町のように町民ホール等の会場を利用するのであれば過大な大きさにする必要はない。建設面積は動線等を工夫し廊下を減らすほか、調理室も含め機能的かつ将来に対応した総合的視点が必要である。次、安全・安心な施設を。外の遊び場、園周辺にフェンスが必要である。安全、防災面でのセキュリティは重要な要素である。モニター設備は外部侵入者対策及び建物内部での活用などトラブル対応にも効果的である。施設周辺車道、駐車場、保護者送迎動線も含め、安全・安心な環境と設備を整えた設備であるべきと考える。未来志向の施設を。本町のこども園建設にあたっては財政面や補助金の制約を受けるが、建設検討委員会の答申を踏まえるとともに、保護者や現場関係職員の声を取り入れ、将来に向け長年利用することを念頭に入れ、子どもたちが毎日通いたくなるような工夫をソフト面はもとよりハード面からも、楽しい雰囲気を作り出し、健康的で機能的な園舎作りが必要である。以上、報告といたします。

○議長(埴渕賢治)

お諮りします。ただ今の最終報告は議長を除く10人で構成されたこども園建設等調査 特別委員会において慎重に調査審査されたものであり、委員長に対する質問は省略いたし たいと思います。これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。こども園建設等調査特別委員会報告については委員会報告書のと おり報告済みといたします。なお、これによってこども園建設等調査特別委員会に附議さ れた事件、こども園建設等に関する調査は調査終了といたします。

日程4 発議第2号 大雨災害に関する意見書

日程5 発議第3号 JR北海道への経営支援を求める意見書

日程6 発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長(埴渕賢治)

日程4、発議第2号、大雨災害に関する意見書、日程5、発議第3号、JR北海道への経営支援を求める意見書、日程6、発議第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、以上3件は北海道町村議会議長会からの依頼によるものであります。議事

進行上、一括して提案説明を行います。また、北海道町村議会議長会からの依頼によるものであることから、鹿追町議会会議規則第39条第2項及び鹿追町議会の運営に関する基準により質疑討論を省略いたしたいと思います。

お諮りします。以上3件は一括説明後、質疑討論を省略し議件ごとに採決を行いたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。以上3件は一括説明後、質疑討論を省略し議件ごとに採決することに決定をしました。

本案について提案理由の説明を求めます。提出者、安藤幹夫議員。

○10番(安藤幹夫)

発議第2号、大雨災害に関する意見書案、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14 条第1項及び第2項の規定により提出します。朗読によって説明に代えさせていただきま す。 大雨災害に関する意見書、北海道では本年8月、台風7、11、9号が相次いで上陸 し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫等により、住民や農地への 浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖 施設被害等水産被害も大きなものがある。このように全道各地で甚大な被害が発生し、住 民のくらしや経済活動に多大な影響が生じている。こうしたことから、住民が一日も早く、 安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要 とされている。ついては、この度の災害から迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の 事項について特段の配慮を強く要望する。記、1、自治体の応急対応や復旧復興に要する 経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保等十分な地方財政措 置を講ずること。2、被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治 山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化 財等の災害復旧に対する支援を行うこと。3、復旧だけではない水害に強い河川の改修へ 財政措置を講ずること。一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消の ため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。4、住宅被害を 受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政 措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。5、農林水産業への被害につい て、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずる

こと。6、大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害 廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。7、被災 中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。8、異常気象等を起因する災害発生状況を踏ま え、より強靭な道路・河川をはじめとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の 補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。以上、地方 自治法第99条の規定により提出いたします。発議第3号、JR北海道への経営支援を求 める意見書案、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に より提出いたします。JR北海道への経営支援を求める意見書、11月18日、JR北海 道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難である と発表した。この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の 経済や住民のくらしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するもので あるといわざるをえない。JR北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を 維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必 要である。よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海 道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、JR北海道の経営が自立でき るよう財政支援等を図るよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により提出 いたします。発議第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案、上記 の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたししま す。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、地方分権時代を迎えた今日、 地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表 機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議 員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしなが ら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票 当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっ ている。鹿追町議会は、基本条例を基に議会活動の義務化と可視化、情報の開示を進めて きた。議会活動が活発化し、住民要望が多岐にわたり、議員の活動が専門化してきている。 このことから本議会は報酬・議会のあり方等を協議してきた。こうした中、地方議会議員 の年金制度については時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保に もつながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保 の観点から、地方議会議員の報酬をはじめ厚生年金制度加入のための法整備等、次世代を

担う人材育成の観点から議会環境の整備が必要である。以上、地方自治法第99条の規定 により提出いたします。皆さま、ご理解をいただいて議決を賜りますようよろしくお願い いたします。

○議長(埴渕賢治)

これより発議第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程7 議案第96号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長(埴渕賢治)

日程7、議案第96号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第96条は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定でついてであります。はじめに改正理由を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が12月2日に交付されましたことに伴い、本町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容は2点あり、第1点目は育児休業の

対象となる子に準ずる者、再度の育児休業ができる特別の事情について再度の育児短時間 勤務ができる特別の事情について介護時間が新設されたことに伴う部分休業と調整規定の 整備についてそれぞれ条例で定めることであります。2つ目として児童福祉法の改正に伴 い養子縁組里親が法定化されたことに伴う規定の整備であります。職員の育児休業等に関 する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条の2の改正は育児休業法の 改正により育児休業の対象となる子に準ずる者として条例で定めるとされた規定を追加す るものであります。第3条の改正は再度の育児休業ができる特別の事情について条例で定 めると定めることとされた規定の追加及び関係条例の整備であり、第1号は従来の規定を 項目立てに改めたもので趣旨の変更はありません。第2号を加える改正は口としまして特 別養子縁組の成立にかかる家事審判の終了及び児童福祉法に基づく里親の委託措置が解除 された場合を加えるものであります。第11条の改正は育児短時間勤務について再度の育 児短時間勤務ができる特別の事情について条例で定めるため関係条例の整備であります。 第12条は文言の整理でございます。第20条は部分休業の規定であり時間、勤務時間等 条例の改正で介護時間が設けられたことに伴い部分休業と調整が必要になったことに伴う 関係規定の整備であります。第2条の2は第1条で追加した条項でありますが児童福祉法 の改正で里親であって養子縁組によって養親となることを希望するものを養子縁組里親と して法定化されることに伴う規定の整備であります。次に附則は施行期日の規定でありこ の条例は平成29年1月1日から施行する。ただし第2条の規定については同年4月1日 から施行するものであります。以上、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例の制定でついてをご説明申し上げました。ご審議の上議決を賜りますようよろしくお願 いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。9番、吉田議員。

○9番(吉田稔)

育児に関するね、休業等々含めてそれで現行のね、今現在行なっている部分の流れの中でその該当する、該当するってあれかな、その現条例化の中においてそれが履行されている、育児休暇を取った方等々含めてね、大体どれくらい何%くらいいて、鹿追のなんていうのかな、国の考え方では38%等々しかないみたいだけれども、それら含めてね、どの数値を目指しているのかね、これら等々含めてご説明をいただきたい。

○議長(埴渕賢治)

答弁、喜井総務課長。

○総務課長(喜井知己)

お答えをいたします。現在あの在職している職員の中で現在育児休業をとっている職員は1名でございます。それであの全体に占める割合というと、ちょっと今、ちゃんとした数字は持っていませんけれども、吉田議員がおっしゃったような当然数字には達してはいないという状況です。それであの育児休業の対象となる3歳まで育児休業可能ですから、そういう中でそういう子を持っている職員の数も今ちょっと具体的にはちょっとはっきりとした数字はおさえておりません。家庭的な状況等々でなんとかあの産前産後休暇等を持ってその後は家族等の支援を受けてという職員も、もちろん中にはおりますので、そういう形になりますけれど、国としては仕事と家庭の両立ができるように、特に女性の支援という形で進めていますので、職場としても育児休業を取りやすい体制というのは今後も引き続きとっていきたいというふうに思っております。

○議長(埴渕賢治)

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第96号を採決します。 この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長(埴渕賢治)

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程8 議案第97号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第10号)について

○議長(埴渕賢治)

日程8、議案第97号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算第10号についてを議題 とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第97号は、平成28年度一般会計補正予算第10号となるものです。平成28年 度一般会計補正予算第10号は次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳 出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1、912万9千円を追加しまして、総額を 91億263万7千円とするものであります。第2条は地方債の補正変更であります。補 正予算の内容につきまして歳出11ページよりご説明申し上げます。総務費、総務管理費、 ジオパーク事業費の需用費、修繕料で16万2千円の追加、新たな目といたしまして地方 創生交付金事業費を起こし、委託料で瓜幕余剰熱利用基本設計で300万円の追加、民生 費、社会福祉費、老人福祉施設費の委託料で屋内ゲートボール場実施設計費で1,000 万円の追加、衛生費、保健衛生費、保健指導費の負担金で不妊治療助成、8万7千円の追 加、農林費、農業費、農業開発研究費の旅費で4万2千円、需用費、消耗品及び修繕料の 合計で33万円、備品購入費でさつまいも自動皮むき機で550万8千円のそれぞれ追加 となります。次に歳入10ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の地方交付 税で601万6千円の追加、国庫支出金、国庫補助金、農林費国庫補助金の農業費補助金 で調整交付金361万3千円の追加、款項、町債、民生債の社会福祉債でゲートボール場 実施設計で950万円の追加であります。次に第2表、地方債の補正変更についてご説明 します。7ページとなります。起債の目的は緊急防災・減災事業であり限度額に950万 円を追加しまして、補正後の限度額を2億2,520万円とするもので限度額以外の変更 はありません。以上、一般会計補正予算第10号についてご説明申し上げました。ご審議 の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

ゲートボール場の関係なんですけれどもね、これ等々含めて長年といいますか、一昨年からですね、これら等々の人方の要望があってですね、町長もいち早く取り入れていただいてですね、そのことが実行できるということについては、大変私の立場からもうれしく感じているところであります。そういった流れの中で今後のスケジュールといいますかね、実施設計等々含めてですねそのあり方等々が記載されてくるというふうに思うんだけれども、単独的には老人クラブ等々からでてきた関係もありますんでね、ゲートボール協会等々もあるかと思うんだけれどもそこら辺りとやっぱりすり合わせといいますか、意見の調整

等々含めてね、これが足りんかった、あれがもっと欲しかったということのないようにね、 気を配ってですね、実行にあたって欲しいと思うんだけれども、それの考え方について基 本的にですね、どのようにお考えになっているのかお伺いをしておきます。

○議長(埴渕賢治)

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長(佐々木康人)

はい、ゲートボール場の建設に関しての考え方でございますけれども、前段でですね、この計画が出た段階で老人クラブの代表等とですね、あの協議を一度させていただいておりまして全天候型の2面、そういった施設を造るというようなところでの協議もさせていただいているところでありますし、またあの基本設計と実施設計と今、同時に行う状況でありますので基本設計の段階で、段階ではその概要についてですね、協議する場を設けないとこれはあのなかなか概要ができてこないということですので、その辺は十分すり合わせをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長(埴渕賢治)

ほかありませんか。全般とおして。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第97号を採決します。 この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長(埴渕賢治)

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程9 議案第98号 財産の取得について

○議長(埴渕賢治)

日程、議案第98号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第98号は、財産の取得についてであります。下記のとおり財産を取得したいので地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。本議案に係ります予算につきましては11月臨時議会におきまして、いずみ野団地第5次分譲宅地分譲用地購入費として議決をいただいたものでありまして、公衆用道路除く部分につきまして土地所有者と仮契約の上、農地法第5条の転用許可を申請中でありましたが12月19日付けを持ちまして北海道農業会議より答申を受け、農業委員会より許可されましたのでご提案申し上げるものであります。内容についてご説明いたします。取得の目的はいずみ野団地第5次分譲地であります。取得金額は2,987万7,206円であり、取得の相手方は鹿追町泉町4丁目1番地の山岸昇氏であります。取得財産の所在地等は鹿追町泉町4丁目1番地1の内ほか全4筆であり、地目は畑及び宅地で地籍の合計は1万1,368.8平方メートルとなるものであります。以上、財産の取得についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第98号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10 閉会中の継続調査申し出について

○議長(埴渕賢治)

日程10、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産

業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元の、お手元に配布の申出書のとおり閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定 をいたしました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで町長から発言が求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。はい、 喜井総務課長。

○総務課長(喜井知己)

すみません、あの先ほどのですね、育児休業条例の吉田議員さんの質疑の中でちょっと 私の方の答弁でちょっと追加をさせていただきたいというふうに思います。あの育児休業 の関係につきましては、職員から請求があった分については当然あの制度として認めてお ります。それでちょっと対象数のはっきりとした数字が持っていなくて申し訳ないんです けれども、体制としてはですね、職員から請求があった育児休業についてはもちろん、当 然認めているということでちょっとその辺の説明がしっかりしていなかったものですから、 ちょっとその辺を補足させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをい たします。

○議長(埴渕賢治)

それに関しての質疑はありませんか。よろしいですか。はい、はい、それでは吉田弘志 町長。

○町長(吉田弘志)

28年第4回の議会終了にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本定例議会につきましては12月7日から本日まで15日間ということで開催をいただきました。ご案内のように今回の議会についてはもう少し早く終わる予定でありましたけれども、台東区との関係、さらには今回の災害等々の問題があって本日まで延びたわけでありますけれども、この間には補正の予算、条例関係、さらには一般質問ということでさまざまな角度でご指導いただきましたことについて心から感謝を申し上げる次第であります。また、本

年の1年間に亘りまして12月までの期間、各定例議会、あるいは臨時会の中で皆さま方 からさまざまなご示唆をいただき、そして議決をいただき、ご指導を賜りましたことにつ いても心から感謝を申し上げる次第であります。さて今回の最終、4回目の議会につきま しては、先ほど各委員会からの調査報告等々もいただきました。これについては非常に大 切な本町が今懸案をしている課題等々についての調査報告がございました。私どもも一々 ですね、この内容、しっかりと踏まえて本町で採用すべきもの等々についてはしっかりと 設計等々の中にも入れてやっていきたいというふうに考えておりますので、なお一層ので すね、ご指導をいただければというふうに思っております。さて1年間、簡単に振り返っ てみますとですね、今年は春からの湿害、そして台風が集中的にこの十勝、北海道を襲っ た。そのことは当然、鹿追町にも影響があったわけであります。ご案内のように各議案、 そして議会の皆さま方のご指導、そして職員一丸になってこの対応をしたわけであります けれども、平場の方においては比較的、災害の影響が少なくて済んだということでありま して、農畜産物等々の総生産については前年度とそう遜色のない数字が出ているというこ とでありまして、210億円は超えるのではないかというふうに言われております。この ことについて相当の減収が予想をされていただけに、私の方も安堵をさせていただいてい るところであります。こういう中でさらにですね、課題が残っております。然別峡関係、 あるいは然別湖の関係ですね。これらについては相当の規模でやられております。被害を 受けているわけでありまして、これについては新年早々、かんの温泉等については国の機 関による復旧工事が続けてられていくというふうに思っておりますけれども、1日も早い ですね、体制を作っての対応をしていきたいというふうに思っております。国は国土の強 靭化ということでいろんな角度で対応していただいておりますけれども、本町はですね、 強靭化についてはやはり基盤の整備と併せてやっていくということが本町の基幹産業の農 業も推進をしながらということで、いってみれば防災、加えて農業等々振興を図りながら 体質整備をやっていく必要があるだろうということで考えているところであります。いず れにしても本町がですね、この1年間、皆さま方の大変なご協力、ご指導によりましてそ うしたアクシデントありましたけれども、基幹産業の農業をしっかり確認しながらのまち づくりができたというふうに考えているわけでありますけれども、心から感謝を申し上げ る次第であります。またあの先般、台東区との関係についてもですね、今年は文化交流と いうことで8月の祭りを中心としての事業、そして12月の16日からの東京での交流、 そして物産の販売ということであります。これらの成果についてはこれからで、さらにで

すね、進化をさせていく必要があると思いますけれども、いずれにしても私は都市と農村という関係について防災を含めてこれから大きく発展をしていくものというふうに考えているところであります。区長のお話ではですね、これまでは日本の国、東京を中心の一人勝ちということがあったけれどもこれからは都市がですね、農村に目を向けていくということがいかに大事かと台東区としてはそのことをしっかりと踏まえて地方との交流を図っていきたいという非常に我々にとってはありがたいお話をいただいておりますので、こうしたお話をさらに進めてですね、来年の3月ごろまでには何らかの協定というところにごぎつけることができるのではないかというふうに考えているところでありますので、一層ですね、わが町21世紀に羽ばたくためにもそうした事業を進めながら、皆さま方のご協力をいただきながらまちづくりを進めてまいりますのでよろしくお願いをし、そして今日が議会としては最終であります。どうか議員の皆さま方、こぞって新しい素晴らしい年を迎えていただきますことを心からご祈念をしてごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

これで会議を閉じます。平成28年第4回鹿追町議会定例会を閉会します。

散会 11時05分